

令和2 年度世界遺産研究協議会 : 「整備」をどう説明するか (第一部)

著者	西 和彦, 本中 眞, 稲葉 信子, 箱崎 和久, 海野 聡
出版年月日	2021-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1440/00009006/





令和2年度

世界遺産研究協議会

「整備」をどう説明するか（第一部）

独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所

世界遺産研究協議会
「整備」をどう説明するか (第一部)

World Heritage Seminar
How should we describe *Seibi*? (part 1)

東京文化財研究所
令和 2 年度

■ 例言

- 本報告書の編集は西 和彦（東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター）、境野飛鳥（同）が担当しました。
- 本報告書における訳語の扱いについては、可能な限り（主として東文研が刊行した世界遺産用語集に準拠して）統一を図りましたが、「真実性のアトリビュート（属性）」に関する用語など一部については、それぞれの出典や趣旨に鑑み、各論考の間で差異を許容したものがああります。

刊行にあたって

仲間内で普段何気なく使っている言葉が実は世間一般には通じない特殊な用語だということに何かの折に気付かされて驚く、という経験をされた方は多いのではないのでしょうか。このことは、字面自体が珍しいものであれば比較的わかりやすいのに対して、世の中でごく普通に使われている単語にある業界においてのみ特別な意味合いが付されていたり、分野によって意味範囲が微妙にずれていたりすると、お互いにわかったつもりで話しているのに実は話が通じていなかった、という誤解の原因になりかねません。わが国の文化財行政で広く使われている単語では、「整備」という語がその代表例の一つと言えます。語義自体の幅広さと曖昧さに加えて、同じ文化財行政でも例えば史跡等分野と建造物分野では異なる用いられ方がされている事実があります。

一方、わが国において「整備」の一語のもとに行われている行為そのものの妥当性が問われる場面が増えてきていることも事実です。特に約30年前に日本が世界遺産条約に加盟して以後は、そのもとで文化遺産としての登録推薦や保全状況報告等を行う過程において、海外の専門家や国際機関に対して対象物件の保存と活用のあり方を正しく説明し、理解を得ることがますます重要になってきています。

このような問題意識から本書では、「整備」という語が具体的に意味するもの、および文化財の「整備」として行われている行為にどのような課題があり、とりわけ国際的場面においてそれをどのように説明していくべきなのか、というテーマを扱うこととし、世界遺産条約が扱う不動産文化財分野の最前線で活動されている4名の専門家に協力をお願いしました。

コロナウイルス感染症が世界に甚大な影響を及ぼし続けている状況下、当センターが例年実施している世界遺産研究協議会も今年度は開催を見送らざるを得ませんでした。文化財行政に携わる多くの方々の参加のもと海外の専門家も交えて活発な議論を行う、という本来の姿に戻るには今しばらくの辛抱が必要と思われませんが、そのような日を一日でも早く迎えられることを祈りつつ、本書がそれに向けた論点整理として有益な役割を果たすことを信じてやみません。

最後になりますが、快く依頼に応じてくださった専門家各氏に心より感謝申し上げます。

令和3年3月
東京文化財研究所文化遺産国際協力センター長
友田正彦



目次

刊行にあたって.....	3
目次.....	4
序論	
本報告書の経緯と内容、今後のための論点整理 西 和彦.....	7
各論	
日本の考古学的遺跡における“setting”と復元（再建）工作物 本中 眞.....	15
整備という言葉について、そして文化遺産保存のありようの現在について 稲葉 信子.....	29
遺跡における失われた建物の顕在化について 箱崎 和久.....	41
歴史的建造物に関する整備の概念と形成 海野 聡.....	49



序論

本報告書の経緯と内容、今後のための論点整理

西和彦（東京文化財研究所 国際情報研究室長）

本報告書の経緯

本報告書は、令和2（2020）年度に開催を予定していた世界遺産研究協議会の報告書に代わって刊行するものである。

東京文化財研究所が主催する世界遺産研究協議会は、毎年行われる世界遺産委員会での議論の報告をはじめとして、当研究所が継続して収集してきた世界遺産に関わる様々な最新状況を、世界遺産の保全・推薦に取り組む自治体や専門家等に発信することを目的として、平成29（2017）年度から開催している。

毎年、世界遺産委員会での議論の内容等について詳細に報告するほか、初年度に当たる平成29（2017）年度には「世界遺産推薦書の評価のプロセスと諮問機関の役割」と題し、諮問機関による推薦書の評価のプロセスの実際について報告・議論を行った。続く平成30（2018）年度は「戦略的 OUV 選択論」と題し、世界遺産の推薦書作成にあたって顕著な普遍的価値（OUV）をどのように考えるべきなのかについて取り上げた。さらに昨年度（令和元年度）は、「遺産影響評価とは何か」と題し、近年世界遺産の保全において注目されることの多い遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）について広範な議論を行った。

これらに引き続き、今年度どのようなテーマを掲げるべきか、すなわち、どのような内容が国内の関係者において最も必要とされているかについて議論した結果、国内の世界遺産の現場において、近年様々な形で話題となり、同時に古くからのテーマでもある文化財の「整備」について、これをどのように海外に対して説明するのか、あるいは現状でどのように理解されているのか、どのような訳語をあてるのが妥当なのかについて、取り上げることにした。これまで日本が提出してきた推薦書の中でも、「整備」の訳語は一定していない。それはすなわち、我々が通常日本語で用いるときの概念に相当する英単語を見出すことが困難であることを示している。

世界遺産が、好むと好まざるとに関わらず対外的な色彩を帯びる、すなわち「相手のあること」である以上、国内的な議論をいかに積み上げようとも、世界遺産委員会、あるいはそれに先立つ世界遺産センターやイコモスでの議論に際して、その関係者にきちんと理解されなければ意味をなさない。したがって、研究協議会での議論を「デザイン」するにあたって、海外からの参加者を招聘して外からの目線で語ってもらうとともに、国内の専門家との議論を行うことを意図した。

しかしながら、コロナ禍の影響により研究協議会の開催は困難な状況となった。他方で、「整備」の概念を海外にどのように説明するかというテーマは、単に説明の方法を模索することのみならず、我が国の文化財の各分野に横断的に関連する内容であることから、国内でどのように理解されているかといった現状について整理した上で臨む必要があることは明らかであった。したがって、今後の方向性を示すに足る協議会とするためには、一定の準備期間、整理作業を要すると考えられ、今年度と来年度の2ヵ年をかけて議論を継続することとし、来年度の協議会開催を目的に、今年度は事前の論点整理を報告書の形でまとめることにした。

この報告書をいわば出発点として、整備という概念に対する十分な議論を行い、世界遺産の現場において指針となるような方向性を示すことができればと考えている。

本報告書の内容

すでに述べたような事情を踏まえ、現状、あるいはこれまでの経緯についての整理として4人の専門家に寄稿を依頼した。

依頼に当たっては、史跡・名勝等と建造物、および国内と国際の二つの観点から軸を設定し、これを考慮した。後者の観点はともかく、前者については細かく見てゆくとより複雑な整理を要することとなる。特に、文化的景観や伝統的建造物群保存地区については、注目する対象の違い、さらにはモノを重視するのか、あるいはプロセスを重視するのかなど、それぞれに重視する価値の置き方を念頭において慎重に議論する必要がある。

この二つの軸によって規定される四つの観点を踏まえ、箱崎和久¹（史跡・名勝等／国内）、海野 聡²（建造物／国内）、本中 眞³（史跡・名勝等／国際）、稲葉信子⁴（建造物／国際）の各氏に原稿の形でそれぞれの所見を提示していただいた。同時に、4氏に加え当研究所の文化遺産国際協力センターより友田、西、境野、藤澤も参加して予備的な議論を行っているが、4名の寄稿者および東文研として見解を統一することは意図していない。

以下、4氏から頂いた内容を概観したい。

本中氏の論考では、記念物における復元（再建）工作物をその「場」、すなわち記念物の「setting」を構成する存在として捉え、単に記念物の価値を伝えるための存在というよりは、その価値に密接に関連するものとして捉えるという観点が提示されている⁶。その実例として、平城宮、首里城を取り上げ、これらに関連する海外専門家との対話、それを通じた当時の時点での整理についてまとめている。

次に、稲葉氏の論考では、整備という言葉・概念の英訳が実際にどのように検討されてきたのかに始まり、さらに広く、特に建造物の保存修理という概念とそのあり方、海外への説明の努力の有りが語られる。同時に、史跡・名勝と建造物が重層している場合に起こる海外からの理解における混乱や、国際的なルールをどのように捉えるべきかについて言及するとともに、復元・復原の是非論とその限界について考察している。

箱崎氏の論考では、我が国の木造建築の特質と遺跡との関係、その保全の状況、そして「目に見えない」遺構やその価値を顕在化する多様な手法について言及する。また、復元あるいは復原的整備の利点と限界、復原建造物をどのように捉えるべきかといった論点が展開される。その上で、その検討の過程を記録し、専門家みよの世界に留めず広く共有することの重要性が語られている。

海野氏の論考では、広く有形文化財一般について用語の使用法が整理され、文化財類型による違い、歴史的経緯が整理されている。特に建造物について、復原あるいは現状変更の事例を歴史的にトレースした上で、整備という概念の多様性に言及しつつ、整備を保存、あるいは修理との関係から整理することが試みられている。特に、「調和」という観点から建造物と史跡等の両者にわたって俯瞰的な整理がなされている。

このまとめは筆者による大括りのものなので、詳しくは各論考を参照していただきたいが、4者の論考ではそれぞれの経験、フィールドを踏まえつつ、整備という概念について様々に整理を試みている。

1 奈良文化財研究所 都城発掘調査部長

2 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授

3 前内閣官房内閣参事官

4 筑波大学 名誉教授

5 なお、寄稿者以外にも文化庁調査官等に、特に図1-2の概念整理図に対して意見をいただき、反映している。個々に名前を列挙しないが、ここに記して感謝したい。

6 なお、本中氏は「setting」を「“setting”は一般に「環境・背景」と翻訳されるが、①文化遺産を中心とする「場（site）」と一体の性質を持つ“setting”と、②世界文化遺産の顕著な普遍的価値の真実性を計測するためのアトリビュートとしての“setting”の二つが存在する。」と定義して論考を組み立てている。一方で、世界遺産をめぐる議論では、「setting」の含意が様々であり、空間的な位置関係として「遺産の外側」（直近を意味したり、あるいは距離が離れた場所も含んだり）を前提として議論されているケースも多いことに留意が必要である。

「整備」という概念

「整備」を海外に向けて説明することの難しさは、その核心的な話題として復元・復原の問題があることに加え、この用語、概念がそもそも広範なもので、文化財の世界にあっても対象に応じた使い分けの幅が広いこともその一因である。海野氏の論考にもあるように、総じて建造物や伝統的建造物群保存地区の修理等においては「整備」の概念は明文化されていない一方で、史跡等においては一定の概念整理が行われている。また、建造物等においては「整備」は保存・活用に関わる様々な行為の中で比較的限定的に使われているのに対し、史跡等においてはより包括的な概念として整理されている。

「史跡等整備のてびき」⁷においては、以下のように記述されている。

史跡等の保護－保存と活用－のための事業とは、史跡等の構成要素のうち第1の構成要素を確実に保存し、それらの潜在的価値を引き出し、さらに高めるために、第2の構成要素を整える作業の総合的な過程である。そのような総合的な作業の過程に対する技術的側面からの各種の措置が「整備」である。これを概念図として表したものが、図・総3-3である（引用者注 下図）。もちろん、このような史跡等の保存と活用を目的とする整備の技術的側面には、制度及び体制をはじめ、事業の運営上必要となる各種の事柄が直接関連していることを忘れてはならない。

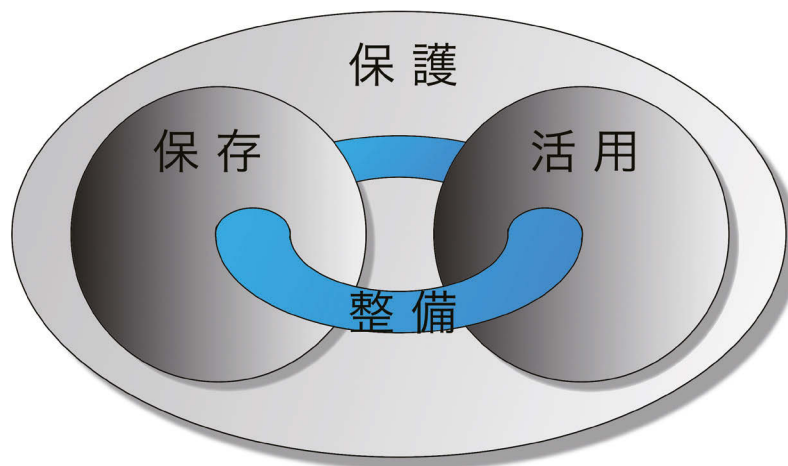


図 1-1 史跡等の「保護－保存・活用－」の概念と「整備」の関係⁸

このように、史跡等においては、「保存と活用のために」「人為的に手を加える行為」のほぼ全体が「整備」という概念に含まれることになる。

一方、建造物等においては、「整備」の概念は現状変更における復旧と対置、あるいは複合して用いられる場合と、防災施設や周辺環境を対象とするより一般名詞的な使われ方があるが、史跡等と比較すると付随的

7 文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき I 総説編・資料編』同成社、2005年6月30日、p.64

8 注6前掲書、p.64の「図・総3-3」を参照して作成。

9 例えば、『重要文化財金沢城石川門修理工事報告書』（公益財団法人文化財建造物保存技術協会編集著作、石川県発行、2014年3月）によれば、この工事に際して行われた附属右方太鼓塀の現状変更の要旨として、以下のように記されている。

- 一 鉄筋コンクリート製控柱を撤去し、木製の控柱とそれを繋ぐ上下段の貫を復す。
- 二 土間コンクリートを撤去し、縁石及び砂利敷を整備する。

これに続く説明文では、「一」が痕跡等から旧状が（ほぼ）明らかであることを根拠としているのに対し、「二」については現状の施工時期については明らかであるものの、それ以前の旧状については不明であるとした上で、「一」の変更に併せて「整備」するとされている。

なニュアンスが感じられる。¹⁰

なお、試論として、史跡等と建造物等のそれぞれについて整備をはじめとする様々な用語の指し示す内容の関係を図示してみた。必要な用語をすべて網羅できているわけではないが、以下のそれぞれの論文を読むにあたって参考としていただきたい。

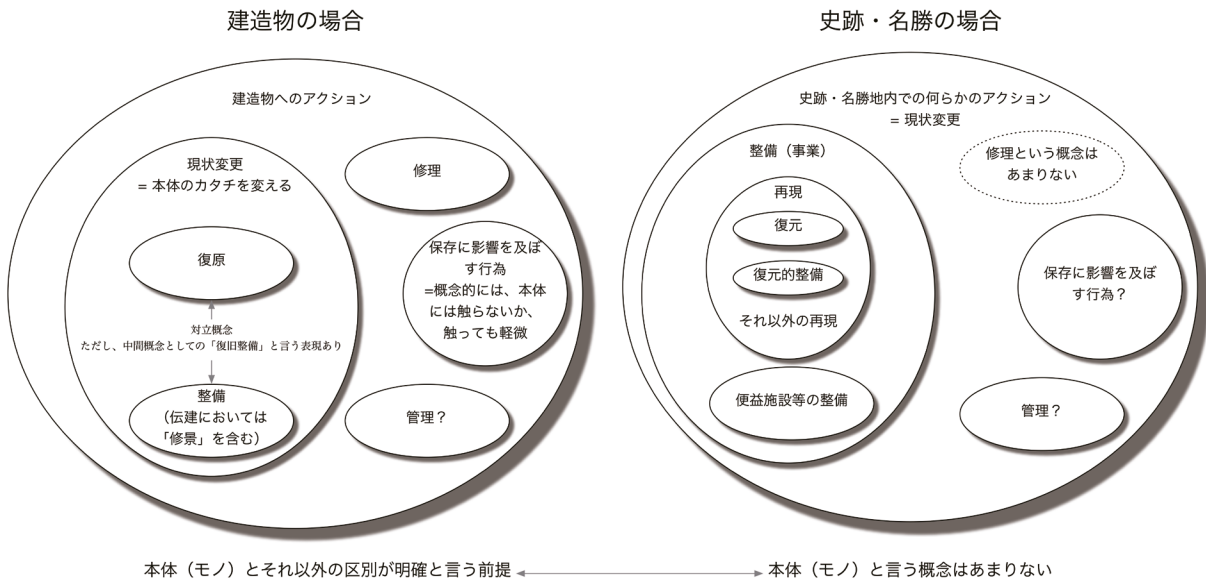


図 1-2 整備をめぐる概念

今後の議論のために

4名の専門家の論考を参照しながら、改めて「整備」を海外に説明する際に留意すべき点について整理を試みる。

第一に、文化財の種別によって、「整備」という言葉の指す内容が大きく異なることを認識する必要がある。いかにも自明と感じられることではあるが、このことを明示的に前提とした議論はこれまであまりなされていなかったのではないと思われる。ここでは、そのこと自体の是非を問うのではなく、その差を理解した上で、内容に応じた訳語の選択や説明を行わなくてはならない。¹¹

次に、史跡等、あるいは建造物等の各分野にあっても、さらに多様な内容を指していることを前提とする必要がある。例えば史跡等に関する整備事業は、防災施設、保存施設、保存修理、環境整備、復元等を含むので、内容に応じて訳出を検討する必要がある。特に、いわゆる便益施設の整備と、価値の顕在化を目的とした復元等では、(究極的には同じ目的を達成するためのものだとしても)その説明の筋道を変える必要があることが多い。

建造物、史跡等のいずれにおいても、いわゆる便益施設等の整備については、その必要性、配置、デザイン等を含む実施方法についての議論は必要だが、そのもの自体が文化財の価値との直接的な関係において議論されることはまずない。一方、これも建造物、史跡等の区別なく、世界遺産において海外からの認識では、復元等については文化財そのものを改変する行為と認識されることが多く、文化財の価値との直接的な関連性が議論されることになりがちである。

10 なお、建造物、史跡名勝天然記念物の別を問わず、文化財に関する各種事業、あるいはこれに関連する組織（文化庁内部の部門名など）には、「整備」の概念がより直接的に現れている部分がある。

11 ただし、その「是非を問う」ことに意味を見出せない訳ではない。この点については後述。

箱崎氏の論考に示されているように、史跡等における建築物などの復元は実物大の模型であり、そのもの自体が文化財の本質的な価値を構成するものではない、という考え方は史跡等の整備の現場において一貫している。一方で、建造物の復元においては、ほとんどの場合新材によることになるが、なお文化財（本体）の一部であるという考え方が共有されている（あるいは自明のこととして扱われている）。課題なのは、このような複雑な認識が海外への説明に際しては相手に共有されるとは限らない、ということであろう。

そしてこのことは、文化財の内外を隔てる境界の問題に帰結する。すなわち、どこまでが文化財の一部で、どこからがその外部と考えるか、という問題である。

一般に、動産文化財においてはこの境界線が明確である。文化財の内側、すなわち文化財本体を改変するような行為はほとんど行われることがなく、修復を行う場合にあっても極めて限定的に行われるのが通例である。一方、無形文化財にあっては、このような境界線の存在を仮定することがほぼ不可能に近く、同時に「改変（の是非）」という概念が希薄である。建造物や史跡等の不動産文化財はこれらの中に位置付けられ、本質的にはあまり変わらないはずなのだが、史跡等で重視されることの多い埋蔵文化財が地中に埋まっていて目に見えないことから、両者の運用上の違いは大きい。同時に、建造物としては文化財の「内側」であるものが、史跡に対しては「外側」として位置付けられるケースが少なくない。この文化財の一部を成すか否か、史跡等で議論されるところの「本質的価値」を構成するか否か、という観点を整理することが、我が国の文化財の体系を自明のこととして認識していない相手に対して、「整備」という言葉を説明する際に重要になるのではないかと考えている。

このことは、本中氏の論考のまとめの部分にも触れられている。

- ① 歴史上の価値が高く、史跡に指定された遺跡において、今は失われて久しい木造工作物が復元（再建）された場合、当該工作物はあくまで新築の工作物であり、歴史上の痕跡が評価の対象となる史跡の要素であるとは言い難い。その結果、史跡指定を踏まえて世界遺産の構成資産として位置付けられた遺跡では、世界遺産としての顕著な普遍的価値を表す要素ともなり得ない。また、新規材料で建造された当該工作物に対して、特に材料・材質 (materials and substance) のアトリビュートの下に顕著な普遍的価値の真实性を問うことは困難である。
- ② 他方、地下・地上の遺構・遺物への影響の回避を前提としつつ遺跡に復元（再建）された工作物は、当該遺跡に対して景観上（視覚上）の影響を及ぼす可能性のある存在であることから、“setting” のアトリビュートの下に当該「遺跡の風景」 (setting of the site / landscape of the site) の顕著な普遍的価値の真实性を問うべき対象であると理解できる。その場合、総合的な「遺跡の風景創造」の観点からのアプローチが欠かせない。さらに、風景に付加された復元（再建）工作物の外観・内観は当該工作物の意匠・形態により導き出されるものであることから、往時の意匠の伝統のみならず、往時の形態に見られる技法・出来栄え、内外部の構造の観点からの精査を踏まえることが不可欠である。

上記の二つの観点について、①は復元建造物を文化財（史跡等）の外部として捉えた場合の立場であり、②は「景観上（視覚上）」影響を及ぼすという観点から文化財の内部（一部）であると捉える立場であると言い換えることができる。

先に述べた観点を念頭に置いた上で、しかし、英語で説明しなくてはならないという世界遺産の特殊性も忘れることはできない。すでに言及したように、我が国で用いられる「整備」という用語の指し示す内容は多岐にわたり、また日本語と英語でそれぞれ用いられる概念が一对一で対応しないケースがある以上、単一の英単語を当てることでは対処できない可能性が高く、文脈によって使い分ける必要があろう。稲葉氏の論考では、これまで世界遺産等に関わる様々な局面で議論が行われ、その時々適切と思われる英単語が選択されてきたことが示されている。すでに公式文書としてユネスコに提出された文章を変えることは困難であるため、過去の経緯から逃れることはできないが、来年度予定している研究協議会の場においては、おおよその方向性を再整理できないかと考えている。

世界遺産研究協議会の目的に照らして、この報告書から始まり、来年度に開催予定の協議会、そして来年度

に取りまとめる最終報告書と続く一連の議論の目的は、あくまで「整備」を海外に対してどのように説明するのか、という点にある。しかしながら、様々な文化財の種別における概念や価値の重点、ひいてはその保存と活用をめぐる様々な活動における差異を理解することは、我が国の文化財保護の制度や運用を改善して行くために有効であることは言うまでもない。世界遺産をはじめとする対外的な説明をわかりやすくするためだけに国内での考え方を修正すべきではないが、一方で外部からの理解を意識しながら自らの論理を再評価することは重要である。

実のところ、我が国の文化財の分野において長年積み重ねてきた論理が、外部から理解されているとは限らないという事実は、海外を相手にした場合のみならず、国内でも同様である。文化財保護が保存と活用の両面から成立することは言うまでもないが、そのバランスを個々の事例において論じる際に、少なからず感じる認識のずれを考えてゆく上でも、この報告書や研究協議会で議論しようとしている内容が示唆を与えることを期待したい。



各論

日本の考古学的遺跡における “setting” と復元（再建）工作物

本中 眞（前内閣官房内閣参事官）

序

“setting” は一般に「環境・背景」と翻訳され、建築物やその遺跡および両者の周辺領域を含め、文化遺産の「場 (site)」が形成する「景観」の全体を指す用語として理解されている。それは、遺産の範囲内のみならず、遙拝・借景などの特定の意味を持つ展望行為を通じて周辺の自然的・人文的な要素とも深く結びつき、遺産の範囲外の空間的に広い領域をも含みこむ概念である。

一方、世界遺産条約において、“setting” は文化遺産が持つ顕著な普遍的価値の「真実性」(Authenticity) を計測するアトリビュート（属性）の一つとしても定義されている。ただし、この場合の“setting” は、あくまで顕著な普遍的価値を計測するためのアトリビュート（＝指標）なのであり、空間的な領域を持つ「場 (site)」にとっての“setting” とは性質が異なることに留意が必要である。

小論では、“setting” が持つ上記の二つの意味を念頭に置きつつ、日本の文化財類型の一つである史跡に指定され、世界遺産の構成資産にもなっている考古学的遺跡において、復元（再建）工作物が二つの“setting” の観点からどのように位置付けられるのかについて考えてみたい。考察の過程では、『古都奈良の文化財』（平成 10（1998）年登録。以下『『古都奈良』』という）の世界遺産登録への推薦の過程で平成 8（1996）年に筆者が作成した復元（再建）に係るメモランダムをはじめ、『古都奈良』に関して世界遺産委員会からの要請に基づき保全状況報告書を作成する過程で、平成 24（2012）年に開催した平城宮第一次大極殿院の復元（再建）に関する非公式専門家会議のアウトプット文書の主旨について紹介を行うこととする。

また、筆者は最近、日本遺跡学会誌の『遺跡学研究』第 17 号（令和 3（2021）2 月）年へ「日本の考古学的遺跡における風景再現の試み—今は失われた工作物の復元（再建）の意義・役割について—」と題する論文を投稿し、史跡・名勝における復元（再建）工作物の意義について論じた。今回のテーマ設定は、上記の投稿論文の主旨をさらに前進させようとの意図に基づくものでもある。

なお、以下では、特に断りのない限り「考古学的遺跡」を「遺跡」と呼び代えて論を進めることとする。

1. 世界遺産の顕著な普遍的価値の真実性を計測するアトリビュートとしての “setting”

まず、世界遺産条約における“setting” について整理しておこう。“setting” は、『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下「作業指針」という）において、文化遺産の顕著な普遍的価値の真実性を計測するアトリビュートとして定義されている。作業指針（2019 年版）第 79～86 項には、文化遺産の価値への理解はその情報源が信頼できるかまたは本物であるかの程度に依拠しているものであり、当該文化遺産のすべての情報源に対す

1 本中 眞「日本の考古学的遺跡における風景再現の試み—今は失われた工作物の復元（再建）の意義・役割について—」『遺跡学研究』第 17 号、日本遺跡学会、2021 年

る正確な知識と理解が、文化遺産の元来の特質、後代に加わった特質、時間の経過とともに蓄積された意味に関して、その真実性のあらゆる側面を評価するために必要な基盤となるのだとの考え方が示されている。特に第 82 項には文化遺産の真実性を計測する八つのアトリビュート²を掲示し、その中から当該文化遺産の類型と文脈にとって適当だと考えられるアトリビュートに基づき真実性の条件を満たしていると理解できる場合、価値は信頼でき本物だと判断できるのだと記述している。八つのアトリビュートの五つ目が、「位置・環境・背景（セッティング）」(location and setting) であり、小論で取り扱う“setting”（環境・背景）が「位置」(location) と対を成すアトリビュートとして掲示されていることが分かる。

また、小論の主題と関係して、第 86 項では「考古学的遺跡及び歴史的建造物・街区の復元（再建）(reconstruction) は、例外的な環境下においてのみ正当化される」とし、「復元（再建）は完全で詳細な記録に基づき、推測に基づく範囲を含まない場合にのみ受容される」と解説している。

作業指針に見られる上記の規定・解説は、日本の世界遺産の中でも特に遺跡においてどのように捉えられるだろうか？ 次節以下において、『古都奈良』の平城宮跡および『琉球王国のグスク及び関連遺産群』（以下『琉球王国』という）の首里城跡を事例として、それぞれの敷地内に存在する復元（再建）工作物と「場 (site)」としての遺跡との関係および真実性のアトリビュートとの関係について検討してみよう。

2. 平城宮跡の朱雀門・第一次大極殿院の復元（再建）

(1) 『古都奈良』の世界遺産推薦過程におけるイコモスの現地調査

平成 8（1996）年の 9 月初旬、文化庁では、世界遺産委員会の諮問機関の一つである国際記念物遺跡会議（イコモス）で世界遺産コーディネーターを務めるヘンリー・クリア氏（1926～2018）を日本に招聘し、国内の世界遺産候補地の事前調査を通じて意思疎通を深めることとした。当時の筆者は文化庁で世界遺産の分野を所掌していた記念物課にあって唯一の世界遺産担当文化財調査官であり、夫人同伴で来日した同氏を 6 日間にわたって国内の世界遺産の候補地へと案内する機会に恵まれた。ヘンリー・クリア氏は、平成 5（1993）年に日本が推薦候補地を世界遺産暫定一覧表として最初に取りまとめるのに先立って、主な候補地について事前に現地調査を行った人物である。そのため、平成 8（1996）年の現地調査では、現地調査が未了のまま残されていた候補地をはじめ、今後の世界遺産登録に課題を持つ候補地なども含め、広く意見交換を行うこととした。

特に『古都奈良』の場合には、復元（再建）の事業が進みつつあった平城宮朱雀門の現地調査は不可欠だと考えられた。復元（再建）の現地に立って、世界遺産としての価値評価の中心人物であるヘンリー・クリア氏がどのように反応するのかを確かめ、日本の取組に対する理解を確実に得ておくことが、その後の『古都奈良』の登録をスムーズに進める上で不可避だと考えられたからである。

平城宮跡での案内役は、当時、奈良国立文化財研究所長であった田中 琢氏と私である。田中所長とヘンリー・クリア氏はともに旧知の考古学者であり、和気あいあいとした雰囲気の中で現地調査が始まった。朱雀門の復元（再建）現場への入り口で田中所長の説明は終わり、あとは私が一人で説明することとなった。本人の年齢

2 作業指針（2019 年版）第 82 項に掲示する文化遺産の真実性 (Authenticity) のアトリビュートは以下の八つである。

・形態、意匠	form and design
・材料、材質	materials and substance
・用途、機能	use and function
・伝統、技法、管理体制	traditions, techniques and management systems
・位置、環境・背景（セッティング）	location and setting
・言語、その他の無形遺産	language, and other forms of intangible heritage
・精神性、感性	spirit and feeling
・その他の内部要素・外部要素	other internal and external factors

平城宮跡における原寸大レプリカの建造に関するメモランダム

1996年10月11日

本中眞

平城宮跡は、日本が1997年に世界遺産一覧表への記載を推薦しようとしている「奈良」において、顕著な普遍的価値を持つ構成資産の中でも最も重要な文化財である。既に登録されている日本の世界遺産は、すべて世界遺産条約第1条に定める「記念工作物」又は「建造物群」のカテゴリーに属するものであるが、平城宮跡は「遺跡」のカテゴリーに属する最初の推薦事案となるであろう。

平城宮の正門である朱雀門の原寸大レプリカは現在、建造の途上にあり、1998年の当初に完成の予定である。平城宮の中核建築である大極殿の原寸大レプリカの建造計画に向けた調査についても、現時点で進行中である。

国際的な専門家及びサイトマネージャーは、総じて史跡の中に原寸大レプリカを建造することに賛成ではない。その中には厳しく反対してきた者もいる。しかし、歴史的建造物の原寸大レプリカの建造は、以下の個別の理由により、日本では受容できるものと考えられる。

日本の考古学的遺跡において考慮すべき最も重要な点は、永続性のない木材を使っているため、建築物が目に見える証拠として地上に残りにくいということである。柱や梁から成る地上部分の大半は長年月の間に朽ち果て、遺存する明確な考古学的証拠は地下から発見されるものに限られている。したがって、石やレンガなどの堅牢な材料から成る永続的な「記念工作物」が持つ歴史的価値の意味は、バラバラな部品と化した木造の記念工作物の遺構が持つ歴史的価値の意味とはまさに異なっているのである。考古学的遺跡では、歴史的証拠を最早視認することができなくなっているため、一般の人々が遺跡の歴史的価値を理解するのが困難にしている。

したがって、遺跡を保存するのみならず、積極的かつ実際に活用するためには、それらの歴史的価値を現地でどのように表現するのかということが極めて重要となってくる。もちろん、そのような営みは、木造記念工作物の考古学的遺跡の場合には、地下にこそ真実性のある価値が存在するのであり、それを保護するために地下の考古学的遺構・遺物の厳密な保存を基本とすることとしている。

平城宮跡では、考古学的遺構の空間的な配置を地上に表示する方法から、建築的な空間を三次元的に表現する方法に至るまで、プレゼンテーションのための様々な方法が採用されてきた。そのうちの後者には、円柱状に刈り込んだツゲの木を植栽することにより建造物の柱を象徴的に表現したり、建造物の柱や壁を一定の高さに表現したりする方法のほかに、原寸大のレプリカを建造するなどの方法も含まれる。これらのプレゼンテーションの手法のすべてが、規模・周辺環境の観点から、統一的なマスタープランの下に適切に遺跡の全体にわたってまとまっている必要がある。

遺構・遺物は被覆土により保護する必要がある。それを確実にするためには、土・水の影響、建造時の運搬荷重がもたらす圧力などの観点から、原寸大レプリカが史跡に対してどの程度の影響をもたらすのかについて測定するために、種々の調査を行う必要がある。上記のとおり、遺跡を厳密に保護することによってのみ、二次元及び三次元の再現の双方において相応しいプレゼンテーションが可能となる。

遺跡の現地における原寸大レプリカの建造は、上記した三次元的なプレゼンテーションの手法の一つであり、一般の人々が遺跡の歴史的価値を理解するうえで助けとなる有効な手法として受容すべきものである。しかし、それは、考古学的な視点に基づく建造物の平面及び地下構造に関する詳細な調査研究のみならず、現存する8世紀の建造物及び平城宮跡と同時代の建造物の意匠・構造の詳細に係る調査研究に基づくべきであり、そうすることによりレプリカの正確さを確認することに寄与することとなる。また、可能な限り伝統的な材料及び建築技法を用いる必要がある。

原寸大レプリカを建造することは、包括的で常に進行中の研究プロセスの一部を成すものであると理解できる。それは、発掘調査を通じて得た情報分析に基づき、復元された模型（モデル）の正確さを実際に検証するプロセスでもある。原寸大レプリカの建造を通じて、われわれは失われて久しい歴史的木造工作物の意匠の伝統、構造、技法に対する知識を経験し、次世代へと伝えることができるようになるのである。

※この文書の英訳に係るネイティブチェックは、1996年にニール・ウォーレン氏にお願いした。

Memorandum on the Construction of Full-Scale Replicas on the Nara Imperial Palace Site

October 11, 1996

MOTONAKA Makoto

The Nara Imperial Palace Site is the most important cultural property among those of outstanding universal value in "Nara" which Japan will nominate for inclusion on the World Heritage List in 1997. Although all of the Japanese World Heritage sites already inscribed on the List belong to the categories of "monuments" or "groups of buildings" defined in Article 1 of the World Heritage Convention, the Nara Imperial Palace Site will be the first nomination which is included in the category of "sites".

A full-scale replica of the Suzaku Gate (main gate) of the Nara Imperial Palace is now under construction, to be completed at the beginning of 1998. Investigations for the construction planning of a full-scale replica of the Daigokuden (main hall) of this Palace are also under way at the present time.

International scholars and conservation site managers are generally not in favor of building full-scale replicas of historical architecture on historic sites. Some of them are strictly opposed to the idea. However, construction of full-scale replicas of historical architecture is considered acceptable in Japan because of the following specific reasons:

The most important factor to consider regarding archaeological sites in Japan is that visible architectural evidence seldom remains geomorphologically on the surface of the earth because of the use of impermanent wooden materials. Most of pillars and beams constructed above the ground decay over a long period, and the only clear archaeological evidence that remains is that which is found underground. As a result, the meaning of the historic value of permanent "monuments" made of hard materials such as stones and bricks is very different from that of "sites" of wooden architectural monuments that have been lost to the elements. The fact that the historical evidence of archaeological sites of wooden architecture is no longer visible makes it very difficult for the public to understand their historic value.

Therefore, the subject of how to present their historic values in-situ, not only for the sake of preservation but also for positive practical use of the site, is very important. Of course, this effort should be based on strict conservation standards for underground archaeological objects, to protect the authentic value that exists underground in the case of archaeological sites of wooden architectural monuments.

Several types of presentation approaches --from displaying physical layouts of the archaeological remains on ground level to displaying the architectural volume in three dimensions-- have been adopted in the Nara Imperial Palace Site. The latter category includes examples such as the symbolical presentation of architectural posts by planting box trees as topiaries cut into cylindrical shapes, as a practical representation of architectural posts and walls of fixed height, as well as the construction of full-scale replicas. All of those types of presentation should be appropriately unified in the site area, in terms of both size and surroundings, in accordance with an integrated master plan.

Historic remains and relics should be protected by keeping them covered with soil. To accomplish this properly, various kinds of investigations should be conducted to determine how full-scale replicas influence the historic site with regard to the effects of soil, water, and pressure induced by construction loads. As mentioned above, only strict protection of the site will make it possible to achieve suitable presentations in both two- and three-dimensional configurations.

Construction of a full-scale replicas in its original location, one of the three-dimensional presentation approaches mentioned above, should be accepted as a valid means of helping the public to understand the historic value of the site. It should be, however, based on detailed studies not only of the plan and the underground structure of the architecture from an archaeological point of view but also on studies of the details of the designs and structures of extant architecture built in the 8th century, existing buildings which are contemporary with the Nara Imperial Palace, which could help confirm the accuracy of the replica. Also, traditional materials and methods of construction should be used as much as possible.

Construction of full-scale replicas could be considered one part of a comprehensive, on-going research process, serving as a practical test of the correctness of the reconstructed model based on analysis of information obtained through excavation. Through construction of full-scale replicas, we can experience and pass on to future generations an awareness of the design traditions, structure and craftsmanship of historic wooden architectural monuments which have long since disappeared.

※ English translation of this document was checked by Mr. Neil Warren in 1996

がすでに70歳に達し、夫人が同伴していたこともあって、現場での足もとにはやや心配があった。しかし、夫妻は連れ立って、階上へと通ずる段梯の昇降も難なくこなしていたように思う。朱雀門は復元（再建）部分の骨格がほぼ出来上がってはいたが、基壇外装工事は未了のままであり、コンクリート造の躯体が剥き出しの状態であった。遺跡の修理現場というよりも、雑然とした普通の新築建築物の工事現場と変わらない風景であったといってよい。仮設覆屋の初層を包む暗闇に足を踏み入れた途端、ヘンリー・クリア氏は小さなうなり声をあげた。横顔を窺うと、明らかに当惑している雰囲気を読み取れた。大規模な基壇部分の躯体工事の状態を見て、遺跡への影響の程度を危惧したのであろう。私はすかさず厚さ約1mもの基礎地盤を伝統的な土の版築工法で築成した上にコンクリート躯体を設置しており、事前の載荷試験を通じて地下の遺構・遺物に対する影響はほとんどないことを確認している旨を説明した。また、地中杭を打つなどの遺構への顕著な悪影響を及ぼす工法は採用していないことも伝えた。私の説明に彼は頷いて見せたが、完全には受け入れたとは言い難い表情であることも見て取れた。しかし、足場の階上へと達し、その北面から宮跡全体を俯瞰しながら整備状況の説明に入ったとき、夫妻の印象は明らかに変わったように思う。1km²の広大な宮跡では、ツゲの刈込植栽により掘立柱建物群の表示を行った区域、柱と壁を約1m立ち上げて官衙の建物・構成を表示した区域、さらには官衙の1区画を原寸大に復元（再建）した区域など、範囲を限定して多様なプレゼンテーションを試みている旨を説明した。また、多くの土地は草地のままだが、平城宮造営以前の谷地形を再現する方向で大きな水面を造成し、地下に埋蔵されている木製遺物の保存対策に努めていることも説明した。それを咀嚼したヘンリー・クリア氏は、夫人に自らの感想も加えて説明していたのをよく覚えている。私は夫人が言った「これほどの広い土地なのだから、どこに何が存在したのかが分かるように表示されていないと、ヴィジターは価値を理解できませんよね。」という言葉をはっきりと覚えている。それを聞いたヘンリー・クリア氏が笑みを浮かべながら大きく頷いたことも。つまり、夫妻は宮跡の全体を朱雀門復元（再建）の足場の階上から俯瞰することにより、調和のとれた遺跡の“setting”（環境・背景）が保持され、ヴィジターに対して様々な手法を用いたプレゼンテーションの手法が試されているのだということを明確に理解したのだと思う。朱雀門は、そのような多彩なプレゼンテーションの手法の一つとして、宮跡全体の“setting”（風景）の中に溶け込むように復元（再建）されようとしているのだということを。そして何よりも、宮跡の価値の真髄を成す地下の遺構・遺物の保存環境を確実に維持することを前提とした復元（再建）なのだということを。

（2）原寸大レプリカの建設に関するメモランダム

奈良から富士山・鎌倉への移動の車中において、ヘンリー・クリア氏は同年の12月にメキシコのメリダで開かれる予定の第20回世界遺産委員会の期間中に、世界遺産委員会の今一つの諮問機関である文化財修復研究国際センター（イクロム）のユッカ・ヨキレット氏も含め、平城宮跡の復元（再建）に関する合意形成の場を持って良いのではないかと伝えてくれた。筆者は、現地調査が終了した後に「平城宮跡における原寸大レプリカの建造に関するメモランダム」と題する私的文書（p.17-p.18に掲載）を作成し、ヘンリー・クリア氏に送った。ヘンリー・クリア氏は私が作成したメモランダムの内容を確認した上で、この考え方を踏まえれば良いのではないかとの意思表示を返してくれた。メリダにおける世界遺産委員会の機会を利用して改めて合意形成のミーティングを持つまでもなく、彼は復元（再建）に係る日本の考え方を理解してくれたということだ。

このメモランダムでは、最初に「復元（再建）」を「原寸大レプリカの現地への建設」と言い換えるとともに、その主たる論点として以下の六つの論点（p.20）を掲げたことに特質があった。

特に②において、価値の真実性を問うべき対象は地下の遺構・遺物であり、その保存を前提として設置する復元（再建）工作物は、暗に価値の真実性を問うべき対象の域外にあるとの見解を示した点は重要である。そこには、遺跡にとって価値の真実性を問うべき主体的な要素は何なのか、付加された要素をどのように位置づけるべきなのか、さらには両者が調和した状態を維持しているのか、について問い掛けることが重要だとした小論の論点にも通ずる基本的な姿勢が窺える。

同時に、③では、遺跡における「プレゼンテーションの手法のすべてが、規模・周辺環境の観点から、統一

■メモランダム的主旨

基本的考え方

復元（再建）工作物に特別史跡としての歴史上の価値はなく、したがって顕著な普遍的価値を表す要素でもない。それは、調査研究の成果を周到に踏まえつつ、遺跡の現地に建設された模造品であり、「原寸大のレプリカ」と呼称することが適当である。

六つの論点

- ① 日本の考古学的遺跡では、永續性のない木材であるがゆえに、建築物が目に見える証拠として地上に残りにくいということ。
- ② したがって、地下にこそ真実性のある価値が存在するのであり、それを保護するために地下の考古学的遺構・遺物の厳密な保存を基本としていること。
- ③ さらに、地下遺構の空間的な配置を地上に表示する方法から、建築的な空間を三次元的に表現する方法に至るまで、プレゼンテーションのための様々な手法が採用されてきたこと。これらのプレゼンテーションの手法のすべてが、規模・周辺環境の観点から、統一的なマスタープランの下に適切に遺跡の全体にわたって調和的にまとまっている必要があると考えられてきたこと。
- ④ 上記のとおり、遺跡を厳密に保護することによってのみ、二次元及び三次元の再現の双方において相応しいプレゼンテーションが可能となること。
- ⑤ 遺跡の現地における原寸大レプリカの建造は、上記の三次元的なプレゼンテーションの手法の一つであり、遺跡への来訪者が歴史的価値を理解するうえで助けとなる有効な手法として受容すべきものであること。
- ⑥ 原寸大レプリカの建造は、包括的で常に進行中の研究プロセスの一部を成すものであり、失われて久しい歴史的木造建造物の意匠の伝統、構造、技法に対する知識を経験し、次世代へと伝えることができる一助となること。

的なマスタープランの下に適切に遺跡の全体にわたって調和的にまとまっている」必要があると記述しており、小論の主題である復元（再建）工作物とそれが存在する「場 (site)」の“setting”との関係に関する見方をすでに暗示していたことが分かる。ただし、同箇所の英語の翻訳文から分かるとおり、メモランダムの作成時点では、“setting”の用語を使わずに“surroundings”の用語を充てていたことにも留意しておきたい。

これらの六つの論点から成るメモランダム的主旨は、その後の日本の世界遺産一覧表への資産の推薦過程において、遺跡の復元（再建）工作物に関する基本的な考え方となった。

(3) 『古都奈良』のイコモス評価書に示された復元（再建）への見解

『古都奈良』は平成 10 (1998) 年に世界遺産一覧表に登録されたが、イコモスは評価書の「真実性」の項目（英語版 p.38）において、平城宮跡の復元（再建）に関する以下のような見解を述べている。

「平城宮跡では、現地での何らかの復元（再建）が行われている。日本における伝統建築の継承および考古学的発掘調査により回収された相当量のデータが、復元（再建）された建築の意匠・材料における真実性の高い水準を保証している。同様のことは、庭園の復元（再建）においても良好を保っている。」³

この見解では、先に私がメモランダムにおいて示した「原寸大レプリカ」という用語こそ使われなかったものの、平城宮朱雀門をはじめとする往時の木造工作物の復元（再建）に対して、豊富で周到な調査研究の成果が高い水準の真実性を保証していることも明記された点に大きな意義があったといえる。ただし、ここにいう

3 『古都奈良』のイコモス評価書は、以下の URL からダウンロードできる。http://whc.unesco.org/document/154487

「真実性」がどのような性質を表すものであるのかについては、さらに検討を要するよう見受けられた。復元（再建）の工作物はあくまで現代に建造された「原寸大レプリカ」であり、本来の価値を表す地下の工作物の遺構・遺物とは別物だというのがメモランダムに示した基本的な考え方であった。レプリカ（模造品）に対して「真実性」（価値の信頼性）を問うことには、明らかな矛盾があるように見えたのである。他方、これまで世界遺産の分野において復元（再建）工作物の是非を問う場合、必ず「真実性」の観点からの議論が行われてきたことも事実である。そのような経緯を考慮するならば、『古都奈良』の復元（再建）工作物に対しても「真実性」の文脈からのアプローチが不可避であったとも推測された。このことは、そもそも文化遺産の区域内に新たに建造された復元（再建）工作物は、当該文化遺産の価値の一部を成すものとして建造されたのであり、そうであるからこそ復元（再建）工作物に対しても従前のおり価値の真実性の観点からのアプローチが不可避なのだという考え方と深く関連しているように見受けられた。遺跡の価値を評価する場合、地下に埋蔵されている遺構・遺物に主体を置こうとする考え方と、そうではなく地下・地上の区分を問わず遺跡の全体に等価の価値を見出し、その総体に対して「真実性」を問いかけようとする考え方の違いだといってよいのかもしれない。地上にほとんど痕跡を残すことのない木造工作物の遺跡と、地上に多くの石材等が廃墟として遺存する遺跡との間にある越えがたい考え方の違い……。『古都奈良』のイコモス評価書では復元（再建）工作物に大きな疑義が提示されることはなかったものの、やはり理解の溝を埋めるためにはさらなる議論が必要であるように見えた。

（４）『琉球王国』の首里城正殿の復元（再建）

『古都奈良』に続き、平成 12（2000）年に世界遺産一覧表に登録された『琉球王国』では、首里城跡の首里城正殿、識名園の御殿などの復元（再建）工作物が構成資産の敷地内に存在した。

それらのうち、琉球王朝（琉球国）の政治・行政上の中核をなした首里城正殿は、大正 14（1925）年に沖縄神社拝殿となり、同年に日本の国宝に指定されたが、昭和 20（1945）年に第二次世界大戦の戦火により烏有に帰した。その復元（再建）は国営公園事業の下に進み、平成 4（1992）年についに悲願の完成を遂げた。イコモスは『琉球王国』の評価書の「真実性」の項目において、「首里城正殿の完全な再建（復元）は、焼失以前の正殿の実測図および写真、広範囲にわたる考古学的な発掘調査との照合確認に依拠している。その成果は以前の建造物の正確な複製（レプリカ／exact replica）であり、沖縄における偉大なる象徴的価値（great symbolic value）を表している。」と述べた。『古都奈良』の評価書では使わなかった「複製（レプリカ）」という用語をあえて用い、そうではあっても地上戦の戦禍から復興を遂げた沖縄の象徴的価値を表す建造物として評価したのである。ちなみに識名園についても、同評価書の「真実性」の項目において、「識名園では、（首里城正殿と（筆者補足））類似のプロセスが王室別荘の庭園の正確な再現に使われた。」⁵と記した。

上記の引用文のうち、首里城正殿に関する記述を私なりに意識すると、まったく新しい材料により復元（再建）された首里城正殿をはじめとする木造工作物は、材料・材質の真実性を問える存在ではないものの、意匠・形態の真実性を問えるほどの完全かつ正確な複製品（レプリカ）であり、併せて沖縄復興の象徴的価値を表す偉大な存在だとも評価したのである。先述の平成 8（1996）年のメモランダムの内容を踏まえて作成した登録推薦書⁶の記述に基づき、さらにイコモスとして複製品（レプリカ）である復元（再建）工作

4 『琉球王国』のイコモス評価書（英語版）は、以下の URL からダウンロードできる。<http://whc.unesco.org/document/154726>

5 前掲書

6 『琉球王国』の世界遺産登録推薦書の真実性に関する節（英語版の p.78、日本語版の p.75）では、首里城正殿および識名園御殿の復元（再建）工作物に対して「複製（レプリカ）」の用語を使用している。また、地下の遺構・遺物は厳然として当初の「位置」を維持しており、“setting”と対を成す今一つのアトリビュートの一つである“location”に基づく真実性には疑う余地がないとの見解も示している。なお、『琉球王国』の世界遺産登録推薦書（英語版）は、ユネスコ世界遺産センターのホームページ上には掲載されていない。推薦書の英語版・日本語版は、平成 13（2001）年に沖縄県教育庁文化課が刊行した『世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群』を参照されたい。

物への新たな価値づけを試みた内容であったともいえる。

なお、令和元（2019）年10月31日未明の火災により、正殿をはじめとする首里城跡主郭部の復元（再建）木造工作物群の大半は不幸にも焼失してしまった。現在、日本国政府・沖縄県により復元（再建）に向けた技術的な検討が進められており、平成4（1992）年以降に得られた新たな知見をも加味しつつ、さらに信頼性の高い外観・内観の復元（再建）を目指す努力が続けられている。今後とも、そのプロセスが万全に進むことを心から期待したい。

（5）平城宮朱雀門・第一次大極殿院の復元（再建）に関する非公式専門家会議のアウトプット文書

a. 世界遺産条約採択40周年記念京都会合に併せて開かれた非公式専門家会議

平成8（1996）年のメモランダムの内容をさらに発展させたのが、平成24（2012）年の平城宮朱雀門・第一次大極殿院の復元（再建）に関する非公式専門家会議のアウトプット文書であった。平成24（2012）年は世界遺産条約採択40周年の記念会合が京都において開催された年であったが、11月6～8日のメイン会合に先立って、文化庁・国土交通省・奈良文化財研究所・奈良県・奈良市は、11月4～5日の2日間にわたり奈良市内において平城宮跡の現地調査を含む小規模な専門家会議を非公式に開催したのである。会議には、ユネスコ世界遺産センターのアジア太平洋地域担当課長であるジン・フェン（景峰）氏をはじめ、イコモス副会長で中国国家文物局文化遺産保護部監査官のグオ・チャン（郭梅）氏（中国／建築考古学）、イコモス執行委員会委員でソウル東国大学教授のイ・ヘウン（李惠恩）氏（韓国／景観地理学）、日本イコモス国内委員会委員で東京大学教授の藤井恵介氏（日本／日本建築史）の4名の東アジアを代表する文化遺産保存分野の専門家を招聘し、文化庁・奈良文化財研究所・国土交通省の各専門家からのプレゼンテーションを踏まえ、平城宮朱雀門・第一次大極殿院の復元（再建）に関する議論を行い、その結果をアウトプット文書として取りまとめた。ちなみに、上記の3名の海外専門家のうち中国のグオ・チャン（郭梅）氏は、『古都奈良』および『琉球王国』の世界遺産推薦の過程でイコモス調査員として現地調査に来日した経験があり、平城宮跡や首里城跡の遺跡としての特質に知悉していた人物である。

b. 保全状況報告書の提出を求められていた平城遷都1300年記念事業のその後

上記の非公式専門家会議を奈良で開催した経緯について、もう少し詳しく述べておこう。

平城京への遷都1300年に当たる平成22（2010）年に平城宮第一次大極殿の復元（再建）を完了し、同年4～11月に平城宮跡とその周辺をメイン会場として平城遷都1300年記念事業（平城遷都1300年祭）を開催する計画が立案された。今から約10年前、新装なった第一次大極殿と周囲を柵で囲んだその前庭では、往時の儀礼の様子等を再現するイベントが華やかに繰り広げられたことを記憶にとどめている人も多いのではないかと思う。

平城宮跡は『古都奈良』の構成資産の一つであることから、条約締約国である日本は、上記のイベント関係施設の設置が世界遺産に及ぼす影響を事前に把握し、その影響を確実に排除するとともに、終了後には施設の撤去および復旧の方法等を報告するよう求められていた。そのため、文化庁は平成19（2007）年から平成23（2011）年にかけて、毎年、ユネスコ世界遺産センターに保全状況報告書を提出していた⁷。その中でも特に問題視されたことのひとつが、今後の築地回廊等を含む第一次大極殿院全体の復元（再建）計画であった。第一次大極殿の復元（再建）計画については、平成9（1997）年に日本が提出した『古都奈良』の世界遺産登録推薦書においてすでに言及し、附図を用いて第一次大極殿院の範囲も図示し、それに基づき実施された復元（再建）は半ば織り込み済みの事案として理解されていたはずだったが、将来的に実施予定の築地回廊・門・

⁷ 平成19（2007）年から平成23（2011）年にかけて、文化庁が世界遺産センターに提出した『古都奈良』の保全状況報告書（英語版）は、以下のURLからダウンロードできる。<http://whc.unesco.org/en/list/870/documents/>

楼閣等の復元（再建）計画に関する記述が明確ではなかったという弱みがあった⁸。このことを重く見た第 35 回世界遺産委員会（平成 23（2011）年 6 月 20～29 日にパリのユネスコ本部において開催）は、第一次大極殿以外の工作物の復元（再建）計画は了解済みの事項ではなく、改めて世界遺産委員会による事前の審査が不可欠だとの考え方の下に、日本に対して復元（再建）の根拠・信頼性等を資料等により明示するよう要請したのであった⁹。

c. 非公式専門家会議の概要

前記した平成 24（2012）年 11 月の非公式専門家会議は概ね上記のような背景・経緯の下に開催されたのであるが、会議の経過・内容等に関する資料およびその結論をまとめたアウトプット文書は現時点では公開されていない¹⁰。したがって、以下ではその概要を手元資料に基づき紹介することとしたい。

四つのプレゼンテーション 会議では、最初に平城宮跡をはじめ全国の史跡整備に関わって来た経験のある筆者が文化庁を代表してプレゼンテーションを行い、昭和 53（1978）年の「平城宮跡保存整備基本構想」に端を発する復元（再建）の基本的な考え方について説明した。続いて、平城宮跡第一次大極殿院の復元（再建）のための調査研究に携わって来た奈良文化財研究所の箱崎和久氏がプレゼンテーションを行い、建築史学および考古学の観点から復元（再建）の根拠等について詳しく説明した。さらに、今後、国営公園事業の下に平城宮跡の整備事業を主導的に進めることとなる国土交通省国営飛鳥歴史公園事務所の大石智弘氏がプレゼンテーションを行い、築地回廊等を含む第一次大極殿院全体の復元（再建）の方向性、具体的な手法、課題等について説明した。最後に、奈良県・奈良市を代表して奈良県地域振興部の小池香津江氏がプレゼンテーションを行い、『古都奈良』全体を視野に入れた包括的保存管理計画策定の方向性および平城遷都 1300 年記念事業終了後の施設の撤去・移設の方向性について説明した¹¹。

現地での説明 四つのプレゼンテーションの後、参加者全員で朱雀門をはじめ平城宮跡の現地を踏査し、補足説明を行うとともに適宜質疑応答を行った。特に私が覚えているのは、朱雀門の現地でジン・フェン（景峰）氏から出された質問である。それは、復元（再建）した朱雀門の真实性をどのように捉えているのかという質問であった。私は、（ヘンリー・クリア氏に説明したときと同じように）地下の遺構・遺物への影響は確実に回避されていることについて説明するとともに、朱雀門は新築の工作物であり世界遺産としての顕著な普遍的

8 『古都奈良』の推薦書の本文は、以下の URL からダウンロードできる。<http://whc.unesco.org/uploads/nominations/870.pdf> ただし、左記のホームページ上の推薦書の PDF には、昭和 53（1978）年の「平城宮跡保存整備基本構想」の図面 (Appendix 13-2) が掲載されているものの、同図の説明文 (Appendix 13-1) が欠落しているため、平城宮跡における遺跡整備の手法と意義に関する情報が不十分な状態にある。そのうえ、推薦書の本文では、将来的な復元（再建）の対象として「第一次大極殿」(Imperial Audience Hall)のみを記述し、周囲の築地回廊をはじめとする工作物については明記していなかった。復元（再建）の対象が「第一次大極殿院地区」(Imperial Audience Hall Compound)へと名称・範囲が改められるのは、平成 20（2008）年に文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備構想推進計画」（以下「推進計画」という）まで待たねばならない。推進計画の概要（英語版）は『古都奈良』の包括的保存管理計画（脚注 11 を参照されたい）にも収録されており、それぞれ以下の URL からダウンロードできる。英語版は <http://whc.unesco.org/document/183637>、日本語版は https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/daigokuden/pdf/heijyoukyu_hozon_keikaku.pdf

9 平成 23（2011）年の第 35 回世界遺産委員会における『古都奈良』の保全状況に関する決議は、以下の URL からダウンロードできる。
<http://whc.unesco.org/en/decisions/4479>

10 文化庁は、平成 24（2012）年 11 月の平城宮跡における現地調査および非公式専門家会議の成果を保全状況報告書として取りまとめ、第 35 回世界遺産委員会決議 (Decision:35 COM 7B.71) の para.5（脚注 9 を参照されたい）の要請に応じて、平成 25（2013）年 2 月 1 日までにユネスコ世界遺産センター（以下「センター」という）に提出したが、現時点においてセンターのホームページ上では上記の保全状況報告書は未公開の状態にある。その理由は、現地調査および非公式専門家会議がセンター職員およびイコモス委員を含む複数の専門家の参加の下に実施され、その成果を取りまとめた保全状況報告書を日本政府が提出したことによって、第 35 回世界遺産委員会決議の要請事項は充足され、すべてが決着したとセンターが判断したためであろうと推測される。

11 『古都奈良』の包括的保存管理計画については、平成 27（2015）年に奈良県・奈良市が策定を完了し、同年に世界遺産センターに提出済みである。以下の URL からダウンロードできる。<http://whc.unesco.org/document/183637>

価値を表す存在ではない、したがって真実性を問う対象とはならないのではないかと述べた。また、復元（再建）工作物を原位置に展示する手法以外にも、ツゲの刈込植樹によって工作物の規模・形態を象徴的に表現するなどの手法、シェルター（覆屋）の内外で同一工作物の地下遺構の露出展示と新たな材料による象徴的表現とを組み合わせた手法など、工作物の復元（再建）に偏らない多様な手法に配慮した情報提供（プレゼンテーション）にも努めていることを説明した。そして、広大な平城宮跡全体の景観において、復元（再建）工作物をはじめとする多様な手法による情報提供（プレゼンテーション）の場が、如何に「調和的に」存在し続けるのが大切なのだとも付け加えた。「調和的に」とは、地下の遺構・遺物への影響のみならず、遺跡全体の景観への影響の双方から、良好なバランスを維持しているという意味である。それに対してジン・フェン（景峰）氏は何も答えなかったが、私の説明に耳を傾けながら微かに頷き思考を深めようとする彼の動作からは、平城宮跡の復元（再建）を含む情報提供手法の総体に問題はないとの感触を持った可能性が窺えた。

d. アウトプット文書に盛り込まれた事項

非公式専門家会議の結論としてまとめられたアウトプット文書では、復元（再建）に際して以下の6点から成る原則を厳密に踏まえる必要性について明記された。このアウトプット文書の骨子を作成する事前の過程では、グオ・チャン（郭梅）氏から有益な助言があったことも付記しておきたい。

これらの6点には、木造工作物の復元（再建）に関する基本的な考え方が余すところなく言い表されているのではないと思う。

- ① 「復元（再建）」された部分は、元の歴史的な遺構の保護のために必要とされ、有益なものである。また、「復元（再建）」は、来訪者にとって完全な情報提供と表現を提供することのみならず、研究者にとってもさらなる研究を促進できるという点において十分な助けとなることから、広く世界的に復元（再建）に対して必要とされる事項が存在する。
- ② 原寸大のプレゼンテーション（いわゆる「復元（再建）」）は、現にある真実性の高い歴史的・考古学的遺構に対して、いかなる損傷または負の影響をもたらすものではない。
- ③ 遺跡の状態に忠実であるために、「復元（再建）」は、歴史的な記録、考古学的なる出土品、及びその他の関連する収集文書等によって証明されなければならない。
- ④ 「復元（再建）」に際しては、資産の歴史的な変遷・進化に即して、可能な限り同種の材料及び伝統的な技法・技術が使用されなければならない。
- ⑤ 復元（再建）された部分が適切でないと判断された場合には、是正または歴史的資産の元の状態に復旧できるようにしておくことが求められる。
- ⑥ 今回の会議の参加者は、平城宮跡における原寸大プレゼンテーション（いわゆる「復元（再建）」）の計画が、上記した原則のいずれにも大きく反するものではないことを確認した。さらに会議の参加者は、これまでの文化遺産の修復・プレゼンテーションにおいて、一般的に「復元（再建）」の問題が極端な議論を引き起こしてきたことを認識しつつ、他方で地上にいかなる構造物も残さず、地下にのみそれらの基礎が残されている考古学的遺跡の管理の在り方として、「復元（再建）」が理解と受容の可能な選択肢となり得ることについて合意した。

なお、アウトプット文書では、上記の6点に続いて、今後、国営公園計画の中で原寸大のプレゼンテーション（復元（再建））が予定されている大極殿院の工作物の形態・意匠・構造についてさらに調査研究を進め、その信頼性が確保できると判断されたものから段階的に原寸大の工作物のプレゼンテーション（復元（再建））へと進むことが望ましいこと、さらに日本政府は今後も平城宮跡を含む『古都奈良』全体の望ましい保存管理について、世界遺産委員会およびイコモスとの対話に努めることが望ましいこと、がそれぞれ付記された。

アウトプット文書では、平成8（1996）年のメモランダムで用いた「原寸大レプリカ」が「原寸大の工作物のプレゼンテーション（復元（再建））」へと言い換えられたものの、両者の主旨は同じであることが分かる。今になって思えば、「複製品（レプリカ）」の呼称にはやや自虐的な意味が込められており、「原寸大の工作物のプレゼンテーション（復元（再建））」のほうが適語であったとあってよいと思う。

3. 復元（再建）工作物と二つの“setting” との関係

上記した平城宮跡の二つのエピソードを踏まえ、小論の冒頭において述べた二つの“setting”に復元（再建）工作物がどのように位置付くのかについて整理してみよう。

“setting”は一般に「環境・背景」と翻訳されるが、①文化遺産を中心とする「場 (site)」と一体の性質を持つ“setting”と、②世界文化遺産の顕著な普遍的価値の真実性を計測するためのアトリビュートとしての“setting”の二つが存在する。ここでは、①の“setting”に関連して、その訳語である「環境・背景」を総称して「風景」と呼び代えた上で、その中における復元（再建）工作物の位置づけを明らかにし、さらに②の“setting”との関係について述べることにする。

「遺跡の風景」は、遺跡の枢要の構成要素である遺構・遺物の周辺に展開する景観と同義であり、史跡の指定地や世界遺産の登録地の内側の景観のみならず、広くその外側の展望景観をも含むものとして捉えられる。「遺跡の風景」の英訳には“setting of the site”、“landscape of the site”等を想起できるが、留意すべきことは最初の訳語にある“setting”が文化遺産の価値の真実性を計測するためのアトリビュートとしての“setting”とは異なるということである。ここでは、「遺跡の風景」(setting of the site / landscape of the site) に対して、真実性のアトリビュートの一つである“setting”の下に価値の真実性を問えるのではないかという問題提起を込めて、以下の記述を進めたい。

“setting”のアトリビュートの下に遺跡の価値の真実性を問うことは、「遺跡の風景」の価値の確からしさを問うことに他ならない。その場合、「遺跡の風景」の価値とは何か？ 地下・地上に残された遺構・遺物が地形とともに展開する風景が、遺構・遺物の時代（遺跡が機能していた頃）とその後に遺跡が辿った時代（遺跡と化した頃）のイメージの双方を如何に彷彿するものであるか、両者に対するイマジネーションを如何に掻き立てるものであるかである。つまり、動かぬ歴史の証拠として残された地下・地上の遺構・遺物と、その「環境・背景」として後代に積み重なった諸要素とが、歴史のストーリーを語り出すのに相応しい「遺跡の風景」を醸し出しているかということである。

「遺跡の風景」は、長い時間の経過の中で変化を遂げてきた。たとえ変化の幅が小さくとも、私たちが眼の前で見ているのは、遺跡の過去の一時代の風景ではなく、変化が積み重なった今の「遺跡の風景」である。眼の前の遺跡の将来にとって、望ましい風景とはいったいどのようなものなのか。今の風景を一定の幅で制御し維持し続けることなのか？ それとも新旧のイマジネーションを保てるよう新たな風景を創造することなのか？ その解は一様ではない。広大な遺跡と狭小な遺跡とでは、将来の風景の在り方は異なるであろう。稠密な都市域に囲まれた遺跡と茫漠たる山野に包まれた遺跡との間にも、風景の在り方に違いが想定できる。過ぎ去った時間の断絶の中で、遺跡に積み重なった別の機能の疎密にも必ずや格差はある。各々の遺跡の立地・規模・性質等によって、将来目指すべき風景は異なるはずだ。だからこそ、個々の遺跡にとって目指すべき風景の将来像をヴィジョンとして描き出すことが求められるわけである。ヴィジョンは遺跡の総合的な計画の前提となるものであり、その実現の方法・道筋がプログラムにおいて示されなければならない。実現の過程では、経過観察・見直しを通じて、ヴィジョン・計画・プログラムを新たなものへと修正しなければならないことも起こり得る。そのようなサイクルを想定した風景創造（風景づくり）のプロセスにおいて、復元（再建）工作物がどのような位置を占めるのかについて深く考える必要がある。復元（再建）された工作物は「遺跡の風景」を構成する要素として付加されるものなのであるから、それが如何に調和のとれた風景の創造に寄与するのかを問うことが重要である。「遺跡の風景」の主体となる地下・地上の遺構・遺物の確実な保存を前提としているか？ 付加される要素として内観・外観の信頼性を保持しているか？ つまり、「遺跡の風景」を構成する主体的な要素と付加的な要素の全体が、調和を保っているのか否かを問うことが不可欠なのだ。そのようなプロセスが、「遺跡の風景」である“setting of the site / landscape of the site”に対して、“setting”のアトリビュートの下に価値の真実性を問うことなのだと思う。

平城宮跡の朱雀門・第一次大極殿院の復元（再建）工作物も、広大な遺跡の特定の区域に設置されたものであり、長期的なヴィジョンの下に数次にわたり発展的に策定された計画・プログラムの中で、平城宮跡の風景

創造のプロセスにおける意義・位置づけが明確化されてきたものであった。そのような理念と実践の成果について現地調査を通じて深く理解したからこそ、イコモスや世界遺産センターの専門家たちは『古都奈良』の復元（再建）工作物についてことさら問題視することを差し控えてきたのだと考えたい。

小結—日本の遺跡における復元（再建）工作物と二つの“setting” との関係—

1～3に基づき、日本の遺跡に存在する復元（再建）工作物と世界遺産としての顕著な普遍的価値の真実性を計測するアトリビュートおよび二つの“setting” との関係についての私見は、大きく以下の2点にまとめることができる。

- ① 歴史上の価値が高く、史跡に指定された遺跡において、今は失われて久しい木造工作物が復元（再建）された場合、当該工作物はあくまで新築の工作物であり、歴史上の痕跡が評価の対象となる史跡の要素であるとは言い難い。その結果、史跡指定を踏まえて世界遺産の構成資産として位置付けられた遺跡では、世界遺産としての顕著な普遍的価値を表す要素ともなり得ない。また、新規材料で建造された当該工作物に対して、特に材料・材質 (materials and substance) のアトリビュートの下に顕著な普遍的価値の真実性を問うことは困難である。
- ② 他方、地下・地上の遺構・遺物への影響の回避を前提としつつ遺跡に復元（再建）された工作物は、当該遺跡に対して景観上（視覚上）の影響を及ぼす可能性のある存在であることから、“setting” のアトリビュートの下に当該「遺跡の風景」(setting of the site / landscape of the site) の顕著な普遍的価値の真実性を問うべき対象であると理解できる。その場合、総合的な「遺跡の風景創造」の観点からのアプローチが欠かせない。さらに、風景に付加された復元（再建）工作物の外観・内観は当該工作物の意匠・形態により導き出されるものであることから、往時の意匠の伝統のみならず、往時の形態に見られる技法・出来栄え、内外部の構造の観点からの精査を踏まえることが不可欠である。

既述のとおり、平成8（1996）年のメモランダム、平成24（2012）年の非公式専門家会議のアウトプットの双方には、日本を含む東アジアの遺跡において、今は失われた木造工作物の復元（再建）を行う場合の基本的な考え方が示されており、今後とも十分考慮すべき内容を整えている。『百舌鳥・古市古墳群』（令和元（2019）年登録）のイコモス現地調査では、調査員から日本の古墳の修復・整備の手法に対するかなり突っ込んだ質疑があったと聞く。そのことはイコモス評価書の記述からも窺え¹²、今後とも注意を要する事柄である。ことさらにこちらから積極的に議論を持ち掛ける必要はないが、問いかけがあった場合には、平成8（1996）年のメモランダムおよび平成24（2012）年の非公式専門家会議のアウトプット文書にも示された復元（再建）に関する基本姿勢を明示し、確実にディフェンドしていくことが肝要であろうと思われる。

また、平成20（2008）年にイコモスが採択した「文化遺産のプレゼンテーションおよびインタープリテーションの憲章」¹³にもみられるとおり、最近では復元（再建）工作物が遺跡のインタープリテーションにおいて果たす役割にも注目しようとの流れが勢いを増している。今後はこの点についてもさらに注目し、上記の①・②に示した基本姿勢を補強していく必要がある。それは、復元（再建）の営みのみならず、復元（再建）後の工作物において行われる来訪者への多様なインタープリテーションの営み、さらには復元（再建）工作物を含む遺

12 『百舌鳥・古市古墳群』のイコモス評価書（英語版）のp.151の記述は、イコモス調査員が日本の史跡整備に対して行った質問が背景にあることを窺わせる。当該箇所は、以下のURLからダウンロードできる。<http://whc.unesco.org/document/176167>

13 イコモスの「文化遺産のプレゼンテーションおよびインタープリテーションの憲章」は、以下のURLからダウンロードできる。http://ictp.icomos.org/downloads/ICOMOS_Interpretation_Charter_ENG_04_10_08.pdf

跡の風景の維持・管理に関わる営みのそれぞれに対する地域住民の積極的な関わりが、地域社会(コミュニティ)全体の持続可能性の維持に大きく貢献するものだと考えられるからでもある。同時に、遺跡におけるプレゼンテーションとインタープリテーションの手法が如何に調和的に提供されているのかということも、“setting”のアトリビュートの下に遺跡の“setting”が持つ価値の真実性を問う上で重要であることを強調しておきたいと思う。

整備という言葉について、 そして文化遺産保存のありようの現在について

稲葉 信子 (筑波大学 名誉教授)

はじめに

筆者は大学では建築学を専攻し、文化庁では文化財保護部建造物課に所属していたが、その後の主たる活動の場が世界遺産条約を中心とする国際の場であり、その一環として日本の文化財保護の状況を海外の専門家が理解できるよう英語に翻訳して伝える仕事を行ってきた。本稿では、国内の文化財分野の区分である「記念物」のうちの「史跡」か、「有形文化財」のうちの「建造物」かの区分を超えて、日本の文化財保護の制度を総合的に把握し、それを国際の場に翻訳していく作業から得られた筆者の経験を書かせていただくことにする。

なお主催者から筆者に与えられた課題は、整備という用語の使い方における建造物の状況を国際的な視点から検証することであったと理解しているが、ここ 30 年にわたる国際の場における筆者の経験を記録し、そこから得られる論点を今後の議論の場に提供することもまた有効と考えて、ここではそのような内容とすることにさせていただいた。

また本文中、文化遺産と文化財の両方の語が混在するが、一般論においては文化遺産の語を優先し、日本の文化財保護法にかかる部分のみ文化財の語を使うことにする。

1. 整備という言葉が意味するものを英語で考えてみる

まず今回のテーマである整備という言葉から出発しようと思う。整備という言葉は史跡でも建造物でも使われる便利な言葉ではあるが、便利なだけにこの言葉が意味する内容は多岐にわたっており、それをどのように翻訳するかについてはいつも悩まされてきた。

筆者が理解する範囲では、史跡では、整備という言葉は、管理、修理・復旧から、防災事業、インフラ整備、展示設備、来訪者便益施設その他、対象地域で行われるすべての行為に対して使っている。一方で建造物では、保存修理の範囲に入らない、その外側で行われる行為を、保存修理とは区別して整備と呼んでいるように理解している（文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき』同成社、2005 年）。

この整備という言葉の使い方の範囲の広さが、翻訳の際にどの英語をあてるかの議論の際に関係者の理解のずれ違いとして最後に発見されることになる。これに限らず、日本語で分かったつもりの日本人の相互理解のずれが、国際の場に出していく過程で明らかになっていくことはよくある。それは翻訳の際の言葉の選択の問題に限らず、文章の構造そのものを外国人が理解できる文脈に組み替えていく過程も含まれる。例えば世界遺産の推薦書などの作成過程で、筆者はこれを繰り返し経験してきた。

なお整備を一つの単語で翻訳するなら、町並み整備などで用いられている enhancement が使えるかもしれないと思ったことはある。価値を高めるという意味の英単語の名詞である（動詞は enhance）。この語は、遺産保護の理念を語る文章でも使われている（1994 年奈良文書など）。『百舌鳥・古市古墳群』の世界遺産推薦書では、improvement が使われた。しかし先に述べたような、史跡で使う整備が示す広範な内容を一語で表現するのは難しい。世界遺産の推薦書の保存管理の章では整備の語が多用されるが、実際はその内容に応じて様々に翻訳を仕分ける必要が出てくる。史跡で使われる包括的な整備に相当する内容を端的に表現する英語に

はいまだ遭遇できていない

以上は日本語から英語への翻訳に際しての話であるが、反対に英語の文献を日本語に訳す場合に整備の語はどのように使われているのだろうか。世界遺産条約の1992年政府による日本語訳（平成4（1992）年9月28日条約第7号）では、protection、conservationに並列して用いられているpresentationの語に、整備の語をあてている。三つの語の並びは日本語では、保護、保存、整備となる。中国語版条約正文ではpresentationに展出の語が使われており、保護、保存、展出である。Presentationは、遺産の価値を一般に伝えていくために保存の外で行われる様々な行為を総称する語と考えるが、この語の日本語訳に直訳である展示の語をあてたのでは意味が違ってくる。漢字圏だからといって中国語版条約正文の展出をそのまま使うわけにもいかないだろう。公開と翻訳してもよかったのかもしれないが、当時の関係者は整備の語を選択した。文化庁、環境庁（当時）、外務省の担当が集まって議論したであろう場において、文化遺産のみならず自然遺産においても、保存の外側に位置する行為を総称する語として整備の語が適切だと、最終了解が得られた結果であることだけは確実である。参考までに当時、文化庁技官で世界遺産条約を中心になって担当していたのは建造物課職員であった。なお条約日本語版には、その時点での国内の状況あるいは行政システムに合わせた翻訳は他にもいくつかあり、今だったら違う訳をするかもしれないと考えるものもあるが、そのことについては本稿の後半で少し触れることにする。

他の文化遺産関係の文献ではどうなっているのだろうか。例えば1964年ベニス憲章の日本イコモス国内委員会による翻訳では1か所だけ、第14条のHistoric Siteの記述の「be cleared」の翻訳に整備の語が使われている。翻訳は桐敷真次郎・伊藤延男によるとされる（日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討・報告書』、1999年）。Historic Sitesは日本では史跡に相当し、今回の議論にも関係するところであるので、当該条文を以下に引用する。下線部は筆者による。

Historic Sites

Article 14.

The sites of monuments must be the object of special care in order to safeguard their integrity and ensure that they are cleared and presented in a seemly manner.

日本イコモス国内委員会による日本語訳

歴史的遺跡

第14条

記念建造物の敷地については、その全体を保護した上、適切な方法で整備し公開することが確実にできるように、特に注意を払うべき対象である。そのような場所で行なわれる保全・修復の工事は、前記の各条に述べた原則が示唆するところに従わなければならない。

すべての文献の日本語訳を意識して調べたわけではない。これまでの経験の範囲内のことではあるが、整備と必ず訳す決まった英語の単語は存在しないこと、翻訳に際し適切な日本語が見つからない場合に、そしてそれが保存管理や保存修理の外側に位置する行為の場合に、整備という言葉にまるめこんで訳してしまうことが多いところまでは言うことができそうである。

さて整備という言葉の翻訳の問題についての議論は、この言葉が便利に使われるあまり包含する範囲が広すぎることを、したがって翻訳を統一することもできないというところで留めておこう。以降本稿では、整備が包含する広範な内容のうち、国際の場での保存の理念の議論に引っかかってくる問題、特に再建（史跡でいう復元）の是非論を取り上げて議論を進めていこうと思う。

2. 国際の場合での保存の理念と日本の建造物保存修理

国際の場合で保存の理念を語る際には、本体をさわる保存修理とその外側の行為は分けて考えることが多い。建造物であろうが、遺跡であろうが、地上の構造物がそれなりに残っているからであろうか、まずは本体部分についての保存修理の理念の検討が優先であり、その外側で行われる整備事業とは切り分けられている。日本の史跡のように目立つ上部構造物を持たないタイプの遺跡の保存整備は海外では特殊な例となるのかもしれない。

ここでは、日本の建造物保存修理の概念を、英語で行われる国際の場合での議論に落とし込んでみたらどうなるかということを考えてみたい。

文化遺産保存の理念を語る際に用いられる用語（英語）には、主だったものとして、identification、protection、conservation、preservation、restoration、reconstruction、presentation、interpretation、enhancement、rehabilitation などがある。これらの使い分けはどうなっているのだろうか。これらの用語を日本の文化財建造物の保存修理の一連の作業に落とし込んでみたらどうなるのだろうか。

そうした検証作業は、日本の文化財保存の論理を海外に向けて説明しようとする際に必ず必要になる。建造物分野では、国際の場合での議論に位置付けるべく、日本の文化財保存修理の紹介のための英訳が以前から行われてきた。筆者が知るうちでは、戦前のもものでは 1929 年東京で開催された World Engineering Congress（萬國工業會議）での関野貞による日本の文化財建造物保存制度の紹介「The conservation of ancient buildings in Japan」があり、戦後では、1972 年「The preservation and restoration of wooden monuments in Japan」(UNESCO、pp.207-230)以降の関野克による日本の木造建造物の保存修理手法についての一連の英語論文がある。また 1978 年には東京国立文化財研究所（現東京文化財研究所）が主催する木の保存に関する国際シンポジウムが開かれている。

日本が 1992 年に世界遺産条約に加盟し、法隆寺と姫路城の推薦書を提出することになり、同時に 1994 年に真実性に関する世界文化遺産奈良会議を日本に招致することになった時も、当然ながらそうした作業が必要となった。1993～1994 年頃に作成した建造物保存修理関係の英語と日本語の概念の整理表が手元に残っている。当時文化庁文化財保護部建造物課に所属し、推薦書の翻訳と奈良会議の準備を担当していた筆者が原本を作成し、部内の関係者の間で回覧して意見を求めた。奈良会議については、稲垣栄三を研究代表者に科学研究費を取得し、建造物課職員も参加して議論を重ねた。概念の整理表はこの研究会で使用するためのものでもあった。成果は、稲垣栄三による日本の文化財建造物保存修理に関する英語の紹介論文「Authenticity in the context of Japanese wooden architecture」としてまとめ、ユネスコ世界遺産センターが発行していた世界遺産ニュースレター 1994 年 12 月号に掲載してもらった (<http://whc.unesco.org/en/newsletter/6/>)。

今のようにインターネットで情報を収集できる時代でもなく、その時点で手元にあった資料の整理・分類を試みて、これに日本語の建造物修理関係の用語をあてはめてみたものである。今あらためて眺めてみればその時期なりの用語の理解からくる特徴もあるが、当時の関係者の間で日本の文化財建造物保存修理事業の海外への説明のためにどのような作業がなされたのかの記録として歴史的価値はあると考えて、ここで紹介させていただこうと思う。そのうちの一つは、世界遺産条約の作業指針、ベニス憲章他、英語文献で使われている用語を比較し、それに日本語の建造物保存修理用語をあててみた対照表である（図 3-1）。まずは国際の場合で保存の理念についてどのような用語がどのように使われているかを調べる必要があり、そのために作成したものである。もう一つは、日本の文化財建造物の保存修理で使われる用語をさらに詳細に文化財保護法の用語と、世界遺産関係の用語とを対照してみたものである（図 3-2）。日付はないが、同じ 1993 年頃、遅くとも 1994 年の早い頃までに作成されたものとする。文化財用語の翻訳対照表はここでは割愛する。

日本から最初の世界文化遺産推薦書となる法隆寺、姫路城の推薦書作成に際して、また世界遺産委員会の要請で文化庁が招聘することとなった奈良会議の準備にあたって、関係者が最も憂慮していたのは、日本がその後提出していく世界遺産推薦書の評価に決定的な影響を与えることになるのかもしれない、日本の文化財建造物修理に対する海外の理解であった。日本の文化財建造物修理を伊勢神宮の式年造替と混同して、すべての材料

保存関係用語対照表 (N. IMABA Sep. 1993)

保護 protection		Burra憲章 1987	世界遺産*小*の1990他 identification 認定 protection	J. M. Fitch(米) 1990改訂 preservation	米国内務省
指定 designation 選定 selection 歴史調査 (文化財的価値)		?		preservation	
保存・修復 conservation (広義のconservation)		conservation (=preservation)	conservation (広義)	preservation	
保存 preservation		management	preservation management	preservation management	
管理 management 修理・整備計画	管理・公開・活用計画 修理・整備計画	preservation ← maintenance of the fabric	management maintenance	management maintenance	preservation protect maintain
維持 maintenance 点検 inspection 清掃 cleaning 小修理 repair (routine repair) 防虫・防霉処理 fumigation 環境管理 (温湿度・日光) temperature/humidity control solar exposure control 防火設備 fire prevention systems 覆屋 shelter	点検 inspection 清掃 cleaning 小修理 repair (routine repair) 防虫・防霉処理 fumigation 環境管理 (温湿度・日光) temperature/humidity control solar exposure control 防火設備 fire prevention systems 覆屋 shelter				
修復 conservation / physical intervention (物理的処置)		restoration	physical treatment	physical intervention	physical intervention (treatment)
修理 repair 脱落材の再組立・彩色の剥落止め reassembly/reinstallation 彩色の塗り替え repainting 材料の取り替え replacement 補強材の付加 reinforcement 充填・含浸 consolidation 解体・再組立 dismantle/reassembly	脱落材の再組立・彩色の剥落止め reassembly/reinstallation 彩色の塗り替え repainting 材料の取り替え replacement 補強材の付加 reinforcement 充填・含浸 consolidation 解体・再組立 dismantle/reassembly	repair involving restoration repair involving reconstruction	conservation repair reinforcement consolidation	conservation consolidation restitution	repair replace
復原 restoration 後補部分の撤去 removal of accretions 古材の再組立 73% 欠失部分の再建 reconstruction of missing features	後補部分の撤去 removal of accretions 古材の再組立 73% 欠失部分の再建 reconstruction of missing features	restoration reconstruction	restoration anastylis reconstruction	restoration adaptive reuse	restoration design of missing historic features (reconstruction) rehabilitation alteration addition
整備 adaptation 改築 alteration/modification 増築 additions 設備新設・更新 mechanical/electrical retrofit	改築 alteration/modification 増築 additions 設備新設・更新 mechanical/electrical retrofit	adaptation	presentation rehabilitation	adaptive reuse	
公開・活用 presentation adaptive use					
再建 reconstruction				reconstruction	reconstruction
		process	concept	intervention	treatment

図 3-1 海外の文献における用語対照表 (1993年9月作成)

日本の歴史的建造物の保存に関する概念と用語

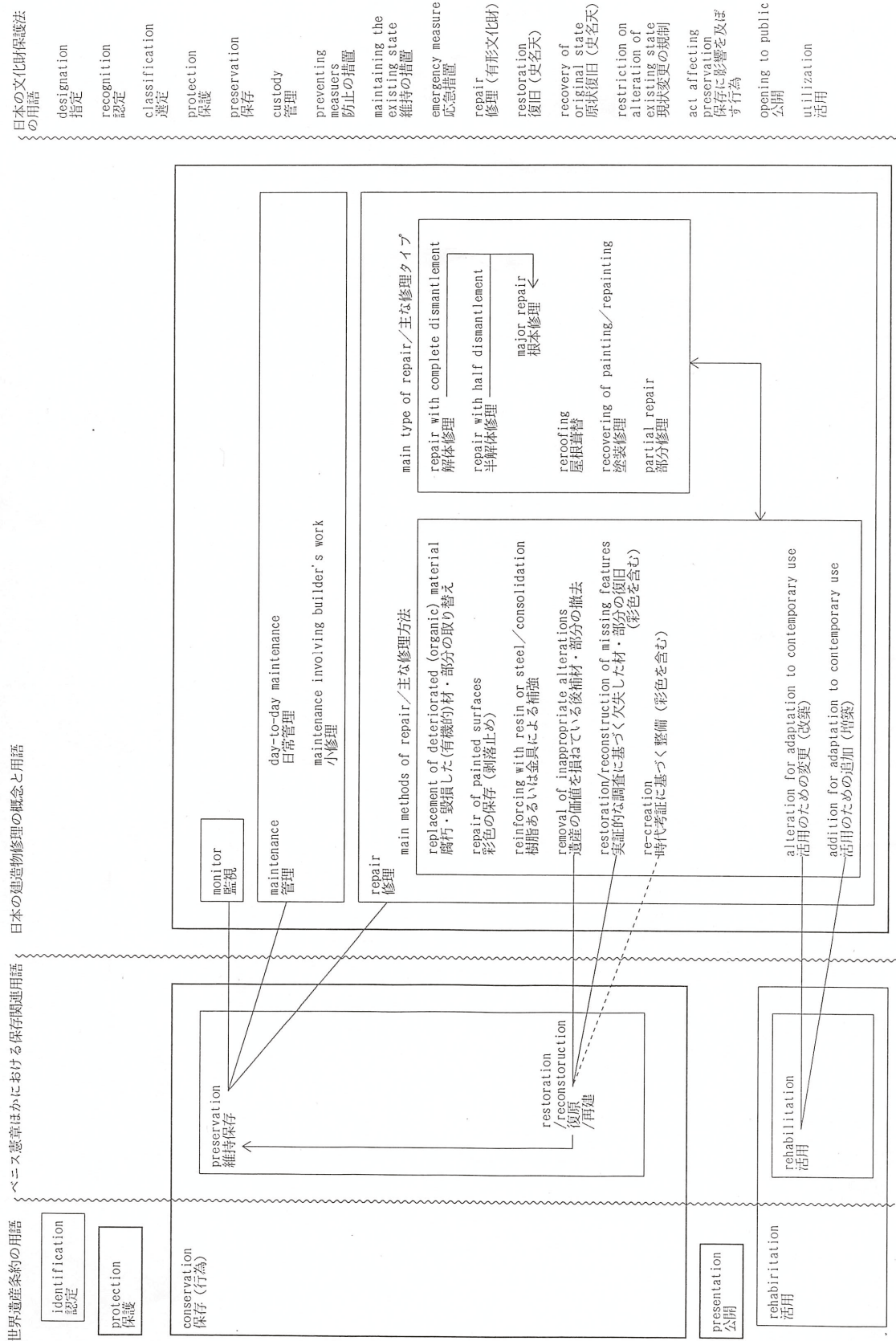


図 3-2 日本の歴史的建造物の保存に関する概念と用語 (1993~1994年頃作成)

の取り換えが一気に行われているとする初歩的な誤解から、解体修理という修理方法そのものの是非論、解体修理に伴って発生する部材の取り換えや部分的な復原に対する考え方で、検討しておかなければならないことは多岐に亘っていた。

日本の保存修理につきまどっていた解体修理とそれに伴う復原への批判が想起されてしまうことを避けるため、法隆寺、姫路城の推薦書では保存修理の翻訳に、その頃一般に使われていた restoration ではなく、よりニュートラルな repair の語をあてた。奈良会議では、日本の建造物保存修理の理念を紹介する資料を英語で作成して配布したが、ここでも repair を使った。解体修理は、柱梁構造であり壁体に頼らない日本の木造建造物のために近代になって生み出された近代的な repair (修理) 手法の一つであるとの立場で、オリジナルである材料の確実な保存から綿密な復原考証に至るまで、材料の真实性を損なわないためにどのような努力を行ってきたかの説明を行った。配布資料の保存修理にかかる部分の主たる内容は大和智が担当し(併記した伊勢神宮式年造替の説明は清水重敦による)、益田兼房が監修、筆者が翻訳を行った。

さて国際の場で行われる議論では、protection (保護) が最も包括的な概念であり、その下に保存のための具体的な行為を指す conservation (広義の保存) があり、この保存にかかる行為の総合概念としての conservation のもとに、何もせずにそのまま凍結的に保存する preservation (凍結保存あるいは狭義の保存)、材料の取り換えや部分的な復原に及ぶ修理手法である restoration (修復、部分的な復原を含む保存修理の総称) が包含され、そしてこれに並列して価値の伝達や利活用などのために行われる presentation、interpretation、enhancement、adaptation、rehabilitation などの行為(総称して整備か)が区分される。

この理解の範囲からはずれる使い方がないわけではない。例えば、主として英語圏においてであるが、restoration の語が復原行為のみに限定して用いられることはあり、筆者はこの理由で restoration の語をなるべく使わないようにしている。あるいはラテン語圏では総合概念としての conservation に相当するものとして英語の restoration に相当する語(イタリア語の restauro など)が使われる。また米国の建造物保存では総合概念として conservation ではなくて preservation が使われることなど、言語や地域による違いには注意しなくてはならないが、少なくとも世界遺産条約あるいはイコモスの活動の範囲内では、この区分は有効である。

およそ分かっていることは、整備の語があてられる行為(presentation、interpretation、enhancement等)は、1. 保存のための行為(conservation、preservation、restoration等)の外側に切り離されて存在すること、2. それらを包含して行われる保存の理念の議論は、材料の真实性を問うことを基本とし、したがって議論の対象となるものは保存の対象となる実体が存在する本体部分に限られていること、3. 日本の史跡で行われるような失われた建物の完全再建(reconstruction)は議論の対象外、かつ望ましくない行為として捉えられていることであろう。なかでもオーストラリアイコモス作成のバラ憲章(1979年版、現在のものは2013年版)は、restoration と reconstruction の使い分けに最も厳密であり、restoration ははずれた部材の組みなおしまでに限定し、普通は restoration が使われる建造物修理のうちの腐朽材の取り換えや部分的な復原を reconstruction と定義して、失われた建物の完全な再建はまったく憲章の対象外としている。

さて、日本の文化財建造物保存修理の概念をこの論理にあてはめていく作業において、日本の木造建造物の建築的特徴に基づく細部の翻訳のすり合わせの問題はともかくとしても、大枠の概念整理においてその作業にそれほど苦労がなかったことは指摘しておくべきであろう。すなわち日本の文化財建造物保存修理の理念と、国際の場で議論されるものとの間には大きな乖離はないということである。

戦前の日本の建造物の保存修理の概念整理については、1898年に終了した新薬師寺の復原修理に対して起きた批判に際して、帝国大学文科大学大学院在学中の辻善之助(のち東京帝国大学文学部教授)が奈良県修理技術者からの聞き取りとして1901年にまとめた「古社寺保存の方法についての世評を論ず」(『歴史地理』第3巻第2号)が知られている。その内容は驚くほど1964年ベニス憲章の内容を先取りし、これを凌駕する詳しい内容となっている。その作成時期を考えれば、ベニス憲章に頼らずとも少なくとも戦前から同等の思考は、それが日本だけのものだったかはともかくも、すでに存在していたことを示している。そして筆者はそれが近代に生まれた科学的実証主義の思考に基づくものであり、欧州かアジアかの違いを超えてどこの国の近代知識人にも存在していたと考えている。

3. 海外で理解されないこと―史跡と建造物の指定が同じ敷地で重なること

沖縄・首里城正殿の火災があったその日、筆者は北京で北京市が主催する世界遺産関係の国際会議に出席していた。戦時中に焼失した首里城正殿の現在の建物は戦後の再建であり、土地は史跡に指定されているが、戦前の制度で国宝に指定されていた正殿の建物は、建造物指定の解除の措置を受けている。世界遺産推薦書にはその経緯が明記されている。すなわち顕著な普遍的価値の対象を指定文化財に限定している推薦書では、世界遺産としての保存の責任の厳密な対象には正殿は入っていない。今回の火災にあたって日本側の理解は、正殿は「指定文化財ではない」から、再建の理念の是非論の国際的な議論の範疇には含まれないというものであった。

史跡の上に建造物指定が重なってその取扱いの違いが問題となる例は、国内でもこれまでも色々あった。例えば記憶する範囲内での具体的な例では長崎の出島、あるいは日本各地の城郭である史跡指定地域内に存在する近代建造物の移築の必要性に関する議論などである。

海外の人にとってもっとも理解しがたいところは、まずはそもそもその史跡指定地内に存在する構造物の保存方針の議論において、その重要性のヒエラルキーは付けられても、日本のように文化財の種類ごとに指定かそうでないかの違いがあって、同じ土地でそれが共存し、しかもその種類ごとに取り扱いが異なってしまうのはどうしてなのかということであろう。先の首里城正殿の例においても、そこが北京での会議で同席したインドの専門家のもっとも理解しがたいところで、色々説明したが理解されたかどうかは疑問である。相手国の状況を理解しつつ、言葉に注意しないと完全な説明は難しいという例でもある。

外国人に対して日本の再建の例を説明する際に、平城宮跡大極殿、首里城正殿、鹿苑寺金閣、薬師寺西塔他の例を繰り返し使っている。再建の理由として、首里城では戦争の被害を受けた人々の思いに答えての戦後復興、鹿苑寺において金閣の建物なくしては名勝の鑑賞が難しいという、いわば完全性の議論による説明、薬師寺西塔その他の建物は建立された時代の姿を取り戻したいと願う信者を含む宗教界の思いで説明している。大極殿については、聞く側の意見を探ることに務めているが、意見は分かれる。そのうち面白かったのは、このような広い敷地で、ボリューム感が体験できるのはいいかもしれないというものであった。

これらの例のうち首里城正殿と薬師寺境内の建物については、地元の人の声を反映している点で、コミュニティの存在を重視する現在の保存の理論に乗せることが可能である。鹿苑寺金閣は、概念的にはなってしまうが、庭園の要素の完全性で説明できるかもしれない。さてそれでは平城宮跡大極殿はどのように説明するか。

日本で保存の方針が指定区分ごとで混在するのは、二つの法律、つまり戦前の1919年史蹟名勝天然紀念物保存法と1929年国宝保存法（1897年古社寺保存法の後継）の二つの制度が一つの法律の中で併存しているからであり、その状況はめずらしい。イギリスでも「listed buildings」と「scheduled monuments」の違いが戦前からあるが、いまま法律は別建てであり、その統合が議論されてきたようではあるが、しかしいまだそうはなっていない。そもそも双方の指定が重なることはほとんどないと理解しており、運用もかなり異なるどころ、無理して統合する必要もないのであろう。

一般的に多くの国では、単体の建造物であっても、広域の史跡であっても指定文化財は一元的に管理されていて、その範囲内に存在する物件はすべて同等のレベルでの取り扱いなのではないだろうか。不動産と動産、無形文化財はそもそも省庁の上のレベルから分断されている。もちろん広域の史跡内のすべての物件を同等に扱うわけにはいかないから必要に応じて重要な構成要素の書き上げはするかもしれないが、また対象が考古遺跡か、建築か、庭園かなどに応じて担当部門も、現状変更の基準も、その都度異なるだろうが、日本のように厳密に仕分けられているようなことはない。日本のように一つの法律の中で運用が異なる文化財区分が共存することはないように思う。

金閣のことを海外で話す際、「金閣は焼けたのでその時点で建造物国宝指定は解除、しかし史跡であり名勝である鹿苑寺境内の重要な要素なので再建された。焼失前の建物は文化財だったけど、焼失後の建物は文化財ではない」と説明しても、相手の理解はなかなか得られない。首里城正殿も同様であろう。

すなわち、大極殿、首里城、金閣、薬師寺西塔他は、文化財指定された土地の上に指定後に再建された建物であること、さらに加えてそれが位置や規模の上でも主たる構成要素で、かつ歴史的な外観を装っている以上、

日本の制度においては文化財でないから文化財としての価値の議論のうちには入らないというのは、海外向けには難しいことかもしれない。

史跡の指定地内での再建建造物について、これまでは、日本の史跡の特徴に鑑みてインタープリテーションのために必要な行為であると説明し続けてきた。遺産保護とは何なのかの理念そのものが揺れ動いている現在、別の考え方による説明をブレンストーミングでも試してみるいい機会かもしれないと考えている。インタープリテーションの手法であるとの説明を続けるのでは、ベニス憲章信奉者にはどこまでも理解されないし、一方で保存の哲学を机上で扱う研究者は例えばヨーロッパの哲学古典などに飛んでしまって、地域が異なる専門家はついていけなくなる。

4. 日本の文化財制度の翻訳で困ること

少し本題からはずれることになるが、日本の文化財制度を英語で説明する際に困ることを注意喚起のつもりでここで書かせていただこうと思う。

まずは史跡名勝天然記念物の総称としての記念物の翻訳の問題である。文化庁のパンフレットなどで、史跡名勝天然記念物の総称の記念物を monuments と訳している。史跡名勝天然記念物のそれぞれの翻訳は、historic sites、places of scenic beauty、natural monuments であり意味はそれぞれそれなりに明確で問題は生じないが、それを総称した記念物を monuments と訳すのは、海外では monuments に建造物も含むので厄介である。

世界遺産条約の日本語訳では文化遺産のカテゴリーの monuments を、日本の文化財保護法での記念物と誤解されないよう、「記念工作物」と訳している。条約上の文化遺産カテゴリーは他に、groups of buildings と sites である。groups of buildings は建造物群と訳されて他の翻訳も考えられないが、sites は「遺跡 人工の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域」と訳されており、条約の英語本文「sites: works of man or the combined works of nature and man, and areas including archaeological sites」とは異なる。Sites を遺跡と訳しているのは、条約の中国語版条文「遗址」を参照しているようでもあるが、その頃世界遺産委員会で議論があがっていた文化的景観の存在をもう少し認識していたら、また違った翻訳になっていたかもしれない。国際の場での定義を、その時々各国の状況とすり合わせて母国語に翻訳していく作業の際の難しさを示している。

文化財保護法の文化財カテゴリーの翻訳に戻って、もう一方の建造物の翻訳は buildings（あるいは buildings and other structures）でありその翻訳が誤解を生むことはなさそうであるが、しかしここにも問題はあって、それは建造物の上位のカテゴリーである有形文化財の翻訳が tangible cultural properties であって、その下に建造物と美術工芸品等の二つのサブカテゴリーが入っていることである。史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群、文化的景観、そして美術工芸品、歴史資料などまで、無形文化財を除けば、すべてひっくり返して一般的には有形文化財、訳せば tangible cultural properties であり、ユネスコの部局も有形（不動産）、有形（動産）、無形で担当が分かれている。やはりここでも日本の文化財保護法の歴史的経緯が翻訳の問題にも影響を及ぼしている。

ということで日本の文化財カテゴリー説明図で、monuments と tangible cultural properties が並んでもいい何のことも分からなくなるので、筆者は、historic sites、buildings and other structures などサブカテゴリーをそのまま上位に並べた資料を使っている。

そしてもう一つ困るのは文化財保護法のカテゴリーである文化的景観の翻訳である。文化的景観は cultural landscapes と翻訳されているが、cultural landscapes は国際的にはより広範な範囲を包含し、例えば世界遺産で使われる cultural landscapes に限ってみても、名勝も、農村景観のうちにある伝統的建造物群も世界遺産という cultural landscapes のうちである。したがって、文化財保護法のもとの文化的景観は、生業にかかる景観であることが分かる名称に訳す必要があり、私は自ら行う説明では少し加工・工夫したものを使ってい

る（例えば、Cultural Landscapes developed with the modes of life and livelihoods など）。

5. 国際条約、国際憲章が定めるルールは時限のもの

さてこれまで、日本の文化財保護法の仕組みの特殊性からくる日本の史跡と建造物の概念の相違を、国際の場の議論にあてはめる場合に生じる論点について述べてきた。ここでは、議論が国際の場の論理を優先するのか、それとも日本独自のありようを選ぶのか選択の問題に進んだ場合を想定して、筆者の立場を表明しておこうと思う。国際の場で仕事をしてきたからといって、そこでの議論をそのまま盲目的に是としているわけではないという筆者の立場である。

そもそも世界遺産委員会が求める真実性・完全性の解釈を含む遺産保護の理念やその実行のためのルールも、イコモスが様々な領域で発出している憲章も、必要に応じて生まれてきたいわば時限のものであり、永遠ではないことは認識しておくべきことである。そしてその通り、世界遺産委員会の作業指針も、イコモス憲章も常に時代の要求に合わせて随時見直されてきている。我々としてはなぜそうなっているのか、日本に適用するとしたなら、どのようにすれば既存のシステムの中で有効に機能するようになるのかを、受け身ではなく、自らが考えて解釈していくことが重要となる。

例えばベニス憲章も、戦前の議論を踏襲してはいるが、より現実的には、無秩序な戦後の再建・復興を制御して、戦後の混乱期に希求されていた国際協調による秩序の回復をどのように達成していくかが目前の課題であったはずである。そしてその内容は、もともと戦前において近代に生まれた科学的実証主義のもとに生まれていた論理を重視する思想が整理されたものと理解している。もともとアジアの社会は、歴史的に欧州よりも実利としての実証主義・機能主義を重視する社会であり、受け入れに問題はなかったはずだと筆者は考えている。ベニス憲章はそうした近代科学的な思考の産物であり、そうした科学的思考にアジアと欧州の違いはない。

そのベニス憲章を金科玉条のごとく捉えているのが欧州の人々だと、それが石の文化と木の文化の違いだと、ひとくくりを考える人がいることに筆者は抵抗を感じている。建造物修理の実務についている人なら、例えばそれがフランスでも、イタリアでも、あるべき保存修理の理念はそれぞれの国の専門家集団において、1964年ベニス憲章より以前から継承されてきたものがあって、そこから踏み出さない範囲で、理念と現実の間で最善の解決をはかっているはずである。各国の保存修理の専門家との意見交換、そしてそれらの専門家集団が扱う修理の現場を観察してきて、それを実感してきた。これは理論から保存の世界に入る人には理解できないことかもしれない。

つまり欧米先進国の人々は、自分の保存修復の実務ではベニス憲章など気にしないでもすむということである。ベニス憲章などなくとも戦前から築かれてきた文化遺産修理のためのルールがあってそのうちで仕事をしているからである。言い換えれば、1964年という成立時期からみても、ベニス憲章は新たに考え出されたものではなく、先進国に限定されるにしても、もともとそれらの国々が自ら築いてきた理念のうちにとりこまれていたものを再構築した結果と考えるのが自然ではなからうか。先に紹介した1901年に辻善之助がまとめた新薬師寺本堂の修理方法についての論争から見えるものも、日本も同じレベルにあったことを示している。もちろんこの国も、昔からのルールに固執するのではなく、イコモスを含む国際社会の動向も取り入れつつ、自ら見直しを重ねてきている。文化財保護法の改訂の歴史を見る限りでも、日本もそうした努力を重ねてきたことは明らかである。木造建造物ではどうしても腐朽による取り換え材が多くなるなど、対象となる文化財の構造・材料・デザインなどの違いから現場での取り扱いに幅が生まれることはあっても、基本となる理念は同じである。

問題は、そうした先進国の人々が、途上国・旧植民地国の指導・助言に入るときに、都合がいいのだろうか、ベニス憲章を持ち出すことである。当然のことながら途上国・旧植民地国の人はその押し付けを支配の名残と感じて反発する。奈良文書が、本来の結論（文化遺産保存のプロセスにおける真実性の用語の再定義）よりも、多様性への視点が評価されて広まることになったのは、特に旧植民地国の人々にとって自立のために必要だっ

たからである。旧植民地国の人々が押し付けの法律を見直して、自ら、自らの文化と歴史の解釈に沿った理念を作り上げていくこと、それとベニス憲章に代表される近代科学的解釈に基づく理念（繰り返すがこれは欧州のものではない）とのすり合わせをどう考えていくかが、いま必要な作業である。

問題が生じた際に議論をして、その議論の結果をまとめたものが憲章や宣言である。議論の過程が重要であって、その議論の背景となった問題が存続する間は有効であるが、そうでなくなれば用はない。新たな問題が生じた時点でまた新しい議論を開始し、憲章をまとめればいい。ユネスコ勧告・イコモス憲章はその歴史の集積であって、古いものは歴史以上の意味を持たない。議論の継続に意味がある。

なおイコモス本部は憲章の定期的な見直しを求めており、それはそれで重要なことではあるが、本質的な問題点の把握ができていない時点で文言の見直しだけを進めてもうまくいかない。いくつかの憲章の見直しに参加して、筆者はこれを実感してきた。本質的な問題点の把握がないまま進むのでは、些末なディテール、言葉尻の問題に皆がひっかかる。必要なのはそれぞれが自ら考える思考の力である。

6. 日本の文化財の保存の理念における復原・復元の考え方

本研究会における議論の本題、復原・再建の是非論に入っていこうと思う。

日本の指定文化財の領域では、建造物の修理に伴う部分的な再建を復原と呼び、史跡の失われた建物の再建を復元と呼ぶ。一般社会では復原と復元の違いを認識することはないであろうから、対外的な議論において後者の復元は再建と呼ぶのが誤解はなくて、翻訳でも困らない。

史跡で行われる失われた建物の再建は、今では海外ではあまりないことなのだろう。おそらくかつては先史遺跡などでは頻繁に行われてきたが、これまでの文化遺産保存の理念に関する議論の過程でそれを行う人はもうなくなったということだと理解している。考古学者アーサー・エバンスが20世紀初頭に発掘整備したギリシャ・クレタ島のクノッソス遺跡での再建建造物について、これを本物と信じる人々がさわってついた手あかの跡、絵師がどうしても避けられない時代の流行の影響（例えばその時代のアールヌーボーなどの影響）が壁画に表れていることなどについてのエピソードは、再建あるいは模造の倫理を問う議論のうちで何度も聞かされてきた。

史跡の再建について、それは時に野原しか残っていない日本の史跡のインタープリテーションの手法として必要な3Dモデルであり、文化財を再建しているのではないではないとする説明を日本は行ってきた。現行の遺産保護の理念のうちでは、それ以外の説明を思いつかないのが現実なのかもしれない。しかし再建を認めない立場からはどこまでいっても理解は得られないだろうし、実物大のモデルをわざわざ建てなくとも今の時代ならバーチャルリアリティでいいではないかという意見は最後までつきまとってくる。

これからの議論にあたってまず重要なこととしてここで指摘しておかなければならないのは、史跡においても、構成物件から「本質的価値を構成する要素」を切り分けて、その保存を材料の真実性で評価して保存の方針を定める基本理念は、建造物と異なるものではなく、近代的な保存の理念の国際的な議論の範囲内にある。文化庁が定める「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（最新版：2020（令和元）年4月17日文化審議会文化財分科会決定）は、この観点で論理が組み立てられている。

それだけに、史跡の敷地内の再建建造物を、本質的価値を構成する要素かそうでないか、すなわち材料の真実性を問う保存の理念の範囲内で考える限りは、再建建造物の存在は付加物の域を超えられず、その必要性の説明において土地の有効利用、社会の要請、教育効果などの理由を繰り返しても、材料の真実性を問う保守派の論略に対しては、堂々巡りの議論から抜けられないように思う。

7. 文化遺産としての記憶の場の扱い

少し観点を変えて、文化遺産のありようの現在から再建の問題を考えてみたい。

文化遺産の保存の理念に対する考え方は、大きく変化している。コミュニティの存在もその声も重要だと考えるようになり、そしてそうした人々による実体を伴わない記憶の場への思いも重要だと考えるようになった。

実体を伴わない歴史上の出来事に関わる記憶の場を文化遺産に認定する場合、何を保存の対象、あるいは世界遺産でいうならアトリビュート（属性）と考えるのか。アトリビュートは有形か、無形かを問わないが、しかしいずれにしてもそれは、具体的な保存管理の方法を考えることができる実体であることが条件となる。例えば無形なら、祭りや作法、話法、技術などである。

記憶の場の取り扱いについて世界遺産委員会では、このところ増えてきた戦争や紛争に関わる記憶の場の審査を一時止めて、そうした遺産の世界遺産登録の是非を議論している。各国のナショナリズムに加担し、国家間の競争を生みかねない戦争・紛争に関わる遺産の登録に慎重であるべきことは筆者も同感である。しかしここでより重要なことは、実体を伴わない遺産を認定した場合に、具体的な保存の責任を各国にどう求めていくかという議論であろう。確実な保存の責任を各国に求める世界遺産条約ではそこを考えておかななくてはならない。

ユネスコのコミュニケーション部局が条約ではなく総会で承認されたプロジェクトの枠組みで行っている「世界の記憶」プロジェクトは、中国による南京事件の登録が日本で大きな議論を呼んだ。本来は記録された資料という実体があるものの保存の重要性を喚起するために始まったプロジェクトであるが、正負どちらの記憶であるかはともかくも、関係者の強い思いが存在する場を認定させようとする動きがあちらこちらで起きていたのを筆者は記憶している。もう一つ実体を伴わない遺産の種類に無形文化遺産があるが、これは固定された場の存在をそれほど重視していない。問題になるのは無形文化遺産の根幹となる前近代からの伝統の継承と国連が進める現代の平等や人権などの理念とのすり合わせであるが、これについてはすでに経験が積み重ねられてきている。

Monuments すなわち記念物の存在のもとをたどれば、民族の記念碑にたどり着く。現在の文化遺産保存の理念のもとになっている科学的実証主義は、ナショナリズムに距離を置くためにも必要な装置だったのかもしれないとも考えている。1964年ベニス憲章に、戦前の遺産保護の負の記憶からの決別の意味もあったと考えるのには無理があるであろうか。1972年4月世界遺産条約の条文を固めるための会議だったと記憶しているが、違っていただかもしれない。そのユネスコの会議に文化庁を代表して出席した伊藤延男からは、出席者の中には戦争で負傷した人もいて、ユネスコが設立されたまさにその理念のもとに条約を実現させようとしていたと聞いている。

おわりにー再建の是非論にかかる議論の今後の方向性について考えること

これまでの経験を振り返りながら、今回の研究会で論点になりそうなことを様々な方向から書かせていただいた。日本の文化財保存の理念は、建造物にしても史跡にしても、客観性を重んじる近代の科学的実証主義に基づき、価値の根拠を証拠で固める実体の存在に置いてきた。それは戦後民主主義社会における社会的存在としての文化財制度の根幹となる理念であった。再建はその理念の範囲内で慎重に考慮されてきた。

その認識を前提に最後に今後の議論の方向性で何かを提案するとしたら、この原稿を書き上げた段階で筆者がなお思うことを書いてその答えとしたい。

実体を伴わない文化遺産の保存とは何かを考えてみることを通して、これまでの議論を超える何かが生まれてくるかもしれない。

文化遺産における国際的な議論の場は、トラックを周回する長距離走でいうなら、ベテラン先頭ランナーか

ら、最後尾についた学習中の新人ランナーまでが並んで走っている、その一瞬を切り取ったような状況にある。条件反射で reconstruction（再建）の語に反発する保守的な専門家もいれば、保存の理念の今後を視野に入れて先を読んでいる人もいる。現場での経験を基盤にその範囲内で考えている人もいれば、現場での経験よりは学問としての思考の力で話している人もいる。

焦点を明確にしておかないと、議論は迷走することになる。ここ 10 年ほどの我々の間の議論は、真実性についても、再建の是非論についても、まさにこの迷走状態にあったと説明するのが分かりやすいように思う。それはそれで新しい方向に進むための産みの苦しみかもしれない。そこで先祖がえりをすることになるのか、まったく新しい領域に踏み出すことになるのかは分からない。

社会が求めるものも重要だが、言葉を持たない遺産の声は誰が聞くのか。

実体にせまることができるからこそ専門家であるはずの我々は今、どこにいるのか。どこへ行こうとしているのか。

遺跡における失われた建物の顕在化について

箱崎 和久（奈良文化財研究所 都城発掘調査部長）

はじめに

木造建築を主体とし、雨の多い気候の日本においては、土地に残る失われた構築物の痕跡（いわゆる遺構）は、近世城郭の石垣のような、比較的巨大で堅固な構築物でない限り、地上に露出して残ることはない。発掘調査で発見される遺構は、通常、そうした構築物の一部、あるいはその構築時や利用時、廃絶時の痕跡であり、一般的には、発掘調査以外では目にする機会がなく、しかも理解しやすい状態にあるとは言えない。重要な遺構やそうした遺構群からなる遺跡は、国あるいは地方公共団体が保護措置をとることがあるが、国民共有の財産である文化財（この場合、埋蔵文化財）と認められれば、公金を投じた保護政策がとられるとともに、そうした埋蔵文化財の重要性を、一般市民にできるだけ平易に理解してもらうための工夫が必要になる。その手段は、時には文章であったり、時には遺構そのものを見せる方法（後述する遺構露出展示）だったり、そして時にはかつて存在した建物の上部構造について、一部あるいは全体を、発掘遺構に基づいた研究成果として構築したりすることがある。

ここでは、かつてあった建物の上部構造の一部あるいは全体を、地上に構築する行為を「顕在化」と称することとし、日本のような木造建築文化圏における、遺構が地上に露出しない遺跡における顕在化について、その必要性とその具体的な手法について述べ、遺跡の整備を考える一助としたい。

1. 木造建築文化と遺跡

はじめに日本における一般的な遺跡の形成過程を確認しておこう。まず、ある時代において建物が建立される。柱は礎石上に置く礎石建ちか、地面に穴を掘って立てる掘立柱か、概ねこの2種類で、礎石建ちの場合、しばしば地上に基壇と呼ぶ土壇を周囲の地盤よりやや高く築き、その上に礎石を置いて柱を立てる。こうした建物を礎石建物と称する。礎石建物では、柱を固定するには建物上部の構造でつながなければならないため、また12世紀頃までの日本の建築構造では、貫と呼ばれる柱を貫いて固定する水平材を用いないため、瓦葺として建物を重くすることで安定させる方法をとる。したがって建物の重量は重くなり、そのために太い柱が必要となる。柱は傷みにくく建物は長持ちするが、施工は難しい。一方、掘立柱建物は施工が比較的簡単で、柱が固定される利点があるが、柱が傷みやすい欠点がある。屋根も植物質を用いた簡易なものと想定されるため、建物の重量は軽く、このため柱も太くない場合が多い。

こうして建てられた建物は、利用するうちに傷んでくるので修理される。あるいは建物は不要になり、別の建物に建て替えられる。またさらに傷みが進行すれば建物が廃絶する。掘立柱建物の場合、上部構造が失われても柱は立ち続けるので、柱を抜く行為が必要となる。柱を抜かない場合は、地上際で切断する場合もあったであろう。こうした建物の建立から廃絶までの痕跡が、現代まで残されると遺構となる。もっとも上部構造の修理の様相は、遺構としては残りにくい。瓦葺の建物であれば、補修瓦の出土、つまり創建時の瓦とは異なる文様や技法を用いた瓦が出土することにより、少なくとも屋根まわりの修理の事実が判明することがある。

また掘立柱建物から礎石建物への建て替えが遺構から確認できる場合もある。

次に、形成された遺構の発見とそこから判明する建物の様相について見てみよう。形成された遺構は、その後の耕作や後世の遺構等によって、往時の地表面あるいは遺構そのものが削平・攪乱を受ける場合も少なくないが、発掘調査により他の遺構等とともに発見される。多くの場合は、往時の建物の地上付近あるいは地下に残された痕跡で、基壇をもつ礎石建物であれば、基壇外装や基壇の積み土、礎石そのもののほか、礎石を据えた、あるいは抜き取った痕跡、遺存状態のよい場合は、基壇外に屋根からの雨を受ける雨落溝が発見される場合もある。掘立柱建物の場合は、柱穴、つまり柱を据えた場合の掘方、あるいは柱を抜き取る場合の抜取穴によって柱位置が判明し、柱が抜き取られていない場合は、柱の地下部分を残す柱根、もしくは柱の地下部分が腐朽して粘土化した柱痕跡が発見される場合がある。掘立柱建物の場合も、地表面の遺存状況がよければ、建物外周の雨落溝が見つかる場合もある。

こうした遺構により、基壇あるいは建物そのものの規模等が判明する。基壇をもつ礎石建物であれば、礎石から柱の大きさが考えられるとともに、基壇の築成方法、基壇外装の設置方法、基壇築成と礎石の設置の関係、礎石据付穴の掘削方法や抜き取りの技法など、往時の技術的な細部を遺構から窺うことができる。また、外周の柱位置と基壇の規模や雨落溝の位置が判明すれば、外周の柱から屋根の軒先までの距離（軒の出）がおおよそ判明する。一方、掘立柱建物の場合は、柱根や柱痕跡によって、柱の大きさが明確になる場合もある。掘立柱の柱穴の深さは、地上部分の柱の長さを反映し、柱穴が深ければ長い柱を使用した建物と解釈できる。また、雨落溝が検出されれば、礎石建物と同様、軒の出がおおよそ判明する。

さらに遺構を中心とする埋蔵文化財の性格とその保護について確認しておく。遺構群やそれに伴う遺物からなる遺跡の本質的な価値は、埋蔵文化財という名称が示すとおり、地下にあるこうした遺構、あるいは出土する遺物が有している。遺構には、往時の人々が建物を建てるために直接手を施した痕跡、あるいは建物に利用した材料が、そこに遺されているのであり、それらを通じて往時の技術や考え方を知ることができるのである。開発等によって遺構が失われれば、その土地が宿してきた歴史をほぼすべて失うことになる。これは、文化財建造物を通じて、往時の建築技術や人々の考え方などを知ることができ、そして、それが失われればそうした情報も失われることと変わりはない。

このように、埋蔵文化財の保護対象は、言うまでもなく地下の遺構や遺物であり、その保存のためには、開発等から遺跡を守る方策をとる必要がある。周知の埋蔵文化財として認知された地域で開発を免れない場合には、基本的に開発者の金銭的負担によって発掘調査を行い、図面や写真等で記録を残すとともに、出土遺物は関係機関で保管する。遺跡の文化財的価値は、関連学問分野の現代的な学問的価値基準によって検討され、遺跡の特徴として示される。発掘調査自体も、当該遺跡の破壊を伴う行為でもあり、また調査時点あるいは調査者の視点による部分も少なくなく、そうした視点は研究の進展とともに変化する性格をもつので、完璧な調査というのはあり得ない。したがって、できるかぎり現状を変えずに保存することが望まれるのである。開発が原因で発掘調査がなされた場合、その金銭的負担を開発者に求めたこともあり、遺跡を遺すことは難しくなる。地下遺構に影響が及ばないような軽微な開発もあるが、顕著な遺構が発見されるなどして重要性が認められる遺跡を、国や地方公共団体が史跡として文化財に指定する方策がある。さらに確実な保存のため、史跡指定した土地を公有化して、開発計画が起らないような措置をとる。

以上のように、日本の場合、歴史時代の遺跡を特徴づける遺構は主として建物跡だが、往時の建物はほぼ木造で、上部構造を遺さず、遺構から判明する建物の情報は、柱位置による平面規模や柱の太さ、軒の出などに限られる。また遺構の様相などから、建物の造営や存続、廃棄の技法等を知ることができ、ひいては建物の性格などを推し量ることもできる。その保存のためには、国や地方公共団体が史跡として指定し、土地の公有化を図る方法をとることが多い。

2. 失われた建物の顕在化の必要性

上記のように、遺跡を特徴づける建物遺構が発見されたとしても、その保存のために埋め戻してしまえば、遺跡は発掘前と変わらない平地と化してしまう。また、学術的に重要な建物跡が発見されたとしても、市民がその遺構から具体的な建物の形態をイメージすることは難しい。国や地方公共団体によって、その土地が史跡に指定され、公有化されれば、最低限度の保存措置はとられたことになるが、平地のままではその史跡の価値を市民に理解してもらうことは難しい。公有化した土地を維持・管理する必要もあり、おのずとその土地利用方法が課題となってくる。

発掘調査の成果は、報告書という形で公開されるのが一般的で、それによって遺構の概要を知ることができる。広域な遺跡の場合は、複数次に分けた発掘調査を行い、発掘調査のたびに概要報告書を作成し、最終的にそれらの調査成果をまとめた総括報告書が作成されることもある。この報告書は、発掘調査の成果、すなわち建物や塀、溝や土坑といった遺構が、どういった層位で発見され、どのような平面や断面をしているか、また出土した遺物について、図面や写真を用いて解説する。それだけでなく、検出遺構と出土遺物からみた遺構の詳細な時期の検討、そして発見された遺構が存在した時期の遺構の変遷やその特質、それらから窺える遺跡の性格、また特徴的な建物が発見された場合はその特質を検討するなど、発掘調査とそこから派生する問題について検討した内容となることが多い。そうしたなかで、建物の復元的研究、この場合は1/100程度の平面図、断面図、立面図が作成されることもある。このように発掘調査報告書は、単に公金を使用して発掘調査した成果を述べる実績報告という性格だけでなく、遺跡の研究書としての性格も有している。

一方、状況は場合によって異なるが、発掘調査報告書やそれに伴う調査・研究で、遺跡の評価が明確になり、それが認められて遺跡の保存が決まると、その調査・研究の成果を活かして遺跡の空間づくりを目指そうという動きが起きてくる。遺跡の「保護」とは「保存」+「活用」と定義されており、保存が決まっている遺跡では、その活用が適切になされてはじめて保護されている状態になるとの認識である。そうした遺跡の活用の一環として、地上に研究成果を形にしていく、すなわち概念的な研究成果を物理的に見えるようにする行為（顕在化）が行われる。これが（狭義の）遺跡の「整備」にあたる。その具体的な手法については後述するが、顕在化の行為、正確に言えば、顕在化させるための検討と決定はそう簡単ではない。（狭義の）遺跡の整備は、見えない遺跡に見える形にする行為であり、形にするためには発掘調査で得た成果（例えば柱の太さや軒の出）だけでは不足する部分があまりに多く、ときに根拠が希薄でも、関連する研究成果を応用するなどの検討を経て、形にするための設計図を作らなければならない場面が（必ず）あるからである。

顕在化の対象となるのは、当該遺跡の性格や活用の目的、あるいは土地利用などの制約などにより多様で、必ずしも当該遺跡で特徴的な遺構が取り上げられるわけではない。遺跡の実態や現況などを考慮して保存活用計画が練られ、活用方針をもとに整備の基本計画が立てられる。そして多くの場合、発掘成果に基づいた顕在化の計画が立てられる。立案する土地所有者（しばしば行政）側としては、活用方針に基づき、遺跡を理解してもらうことを目的としながらも、利用する市民へも配慮し、専門的になりすぎずわかりやすい顕在化手法を模索することが一般的である。一方、遺跡の発掘からその土地の保存に至るまで経緯を注視してきた市民側としては、遺跡の歴史的意義もさることながら、地域の誇り・象徴としての現代的な意義から、わかりやすい顕在化手法を求めることはしばしばあると思う。実物大の建物の再現が求められるのは、このように、これまでの発掘・研究の成果をもとに、地域の象徴としての意義を与えたいという要求と、何よりもわかりやすい顕在化の手法として土地所有者と市民の期待を源としていると思う。

3. 顕在化の手法

では、顕在化の手法にはどのような種類があって、どのような特徴を備えているであろうか。遺跡の活用手法として用いられるのは、現地で物理的に顕在化させる方法と、現地に限らず模型や映像等で遺跡の往時の姿

を視覚的に表現する手法がある。後者は可視化とも呼ばれるが、遺跡上で可能な手法としては、コンピュータグラフィックス（CG）を用い、位置情報を与えて現地の現実の風景に建物等を遺構の位置に重ねて表示する拡張現実（AR：Augmented Reality）などの手法もある。遺跡上で地上に表現することにこだわらなければ、遺跡の往時の姿を可視化する手法は、CGだけでなく、イラスト、縮小模型などいくつかの手法があり、建物の復元図もその手法と言えるかもしれない。

遺跡上で物理的に顕在化させる手法については、『遺跡等整備のてびき』に詳しく述べられている。遺構そのもの、あるいはそれらの複製を見せる「遺構展示」、平面的あるいは立体的に遺構や遺構から考えられる上部構造の一部を表示する「遺構表示」、往時の建物等の構造物を再現した「復元展示」がある。

遺構展示は、寺院建築の基壇や近世城郭の石垣など、発掘した状態を展示する手法で、遺存状態のよい遺構そのものを見せる「遺構露出展示」と、それらの複製を見せる「遺構複製展示」がある。遺構展示は、当該遺跡の本質的価値そのものを伝えようとするもので、遺跡としての迫力はあるが、それに伴う木造構築物は失われており、それらを含めて全体を理解することは難しい。遺構表示は、発掘遺構に基づき、遺構の情報を地表に表現しようとするもので、遺構の配置、規模、形状等を平面的に表示する「平面表示」と、立体的な情報の一部を表示する「立体表示」がある。建物遺構の場合、基壇の規模や高さを表現する、礎石のレプリカを並べて柱配置を表現する、掘立柱建物の柱の一部を立ち上げて表現する、といった手法がある。そこに存在した構築物について知らしめることができるが、建物遺構の場合、表現がやや抽象的になるため、市民にとっては屋根をもつ建物の一部であることが理解しづらい。復元展示は往時の構築物を遺構の原位置において実物大で顕在化させるもので、遺跡の内容の理解を促す効果があり、遺跡のシンボリック存在になりやすい。

これらの手法、とりわけ遺構表示や復元展示は、遺構を確実に保存した上で、その保護盛土の直上でなされるのが一般的である。基壇や柱などの位置も、その直上で表現される。遺構露出展示は遺構そのものであるから、往時の位置を保つわけで、(狭義の)遺跡整備の特質の一つは、平面的な位置が遺構に基づく点と言えるだろう。遺構の直上でない場所に設置された実物大模型や、遺構の直上にある縮小模型などは、(狭義の)遺跡整備の概念には含まないと思う。

復元展示は、単に復元と呼ばれる場合も多いが、多くの場合、顕在化の一手法として、遺構が検出された現地に、実物大で設置した展示物であると考えてのが適当である。寺院がかつての堂塔跡を発掘調査して、同様の機能をもつ建物を再び建てるというようなことがない限り、遺跡上に建つ実物大の建物は、往時の機能をもたない。その場所にその形態で建つのは、遺構や遺跡の理解を目的としていることが多い。すなわち、機能としては遺跡を理解するための展示物であり、模型なのである。発掘成果とそれに基づく研究成果によって、実物大の模型を設置することが復元展示に相当する。

上記の顕在化手法のうち、どういった遺構の場合にどのような手法をとるのかは、遺跡の様相やその保存活用計画等によって千差万別である。遺構露出展示以外の顕在化手法をとる場合、顕在化のためには、実際に存在していた構築物について、多かれ少なかれ遺構の詳細な検討と復元研究が必要となる。イラストやCGによる可視化でも、それらの表現が及ぶ部分では、同様に遺構の検討が必要である。こうした検討が遺構・遺跡の多角的な視点からの分析につながり、さらには遺構・遺跡の理解の深化につながる。

さらに、建物の実物大での顕在化ということになれば、遺構に基づいた上部構造の検討を行うことになる。この段階で歴史的建造物を参照するが、建物の性格、建立年代、建築技術、建築様式など、建築史的検討を経て、大所・細部の構造や形式を決めていく。この作業を歴史的建造物からの構造・意匠の切り貼りの連続、ととらえると、単なる形態決定のための作業にしかならないが、そうした構造・意匠を歴史的建造物が採用している理由・意味を考えることで、歴史的建造物への理解が深まり、ひいてはそれを建立した時代の人々の考え方にも迫ることができる。復元研究において、そうした考え方を引き出せれば、明確でない細部の検討に応用させることもできる。こうした点に、建物の顕在化の建築史的意義を求めることができるが、これは極めて専門的であり、多角的視点からの高度な知識と技術が必要となる。このため建築史研究者の参画が求められる。

以上のように、遺構の顕在化手法にはいくつかの種類があるが、遺構展示よりも遺構表示のほうが、そして遺構表示よりも復元展示のほうが、一般的には発掘遺構そのものについて検討する項目は同じでも、歴史的建

造物を参照する割合は大きくなる。すでに述べたように、これが遺跡の理解、歴史的建造物の理解の深化につながり、考古学・建築史学等の学問的には、もっとも重要な点と言える。こうした理解については、報告書等の作成を通じて記録・公表する必要がある、また、建物復元の根拠は、その有無を含めて検討成果を記録しておくことが肝要である。遺跡や歴史的建造物への理解は、条件が変われば変更を迫られる可能性があり、そうした過程でできた復元案そのもの、あるいは復元の細部は、学問の深化によって修正が必要となる可能性がある。顕在化させることができる建物は、そうした無数にある案の一つであり、学問の深化によって修正される可能性のある性格のものであることを十分に理解しておく必要がある。

一方、復元された建物は、遺跡あるいはその地域のシンボルとなり、場合によっては精神的な拠り所となることもある。復元建物の利点は、往時の建物について視覚を中心とした五感で感じることで、その空間を体験し、遺跡への理解を深めることができる点である。AR技術によって、視覚を中心とした疑似体験をすることもできるが、やはり建物に触れたときの木の温かみや、建物内部に入ったときのひんやりとした空気、そのときに感じるかすかな臭い、内部に響く音といった五感に訴える経験には代えがたい。建物への実体験を通じて遺跡の理解を深めることができる点が、復元された建物の最大の利点であろう。一方で、先述のように、学問の深化によって発掘遺構や歴史的建造物への理解等が決定的に異なっていることが判明した場合、復元を修正する必要に迫られる可能性があるが、それに柔軟に対応することは難しい。この点がCG等による可視化と決定的に異なる点で、復元された建物の欠点と言えるかもしれない。ただし学問の深化は日進月歩で、終着点はないのであるから、それに伴って建物を修正していくという方針をとらない限り、それを容認するしかない。そもそも顕在化させた復元建物自体が無数にある復元案の一つであって、それを検討した時点での検出遺構、各種資料への理解、考え方によると理解すべきである。こうした意味でも、復元建物は、現代の知識と技術が詰め込まれた建立時点での現代建築にほかならない。

4. 復元と復元的整備

史跡等における歴史時代の失われた建造物の再現については、令和2(2020)年4月に「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」が文化庁から示されている。それまでの基準は、平成3(1991)年に文化庁から示された「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」を、平成27(2015)年に改訂した「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」であったが、令和2(2020)年の基準では、「復元」についての基準を改めて示すとともに、これまで明確な基準がなかった「復元的整備」について、新たに定義とその基準(手順および留意事項)を示している。これによって、史跡等の利活用の観点から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現すること、および学術的な調査を尽くしても、往時の建造物の史資料が十分にそろわない場合に、多角的な検証を経て再現することが認められた。

史跡の価値を伝え高める手段として、往時の建物の外観復元等への方向性が示されただけでなく、復元根拠となる資料が不足していても、学術的な検証を経れば往時の建物の復元が可能となる道筋が示された点が特筆できる。ただし、失われた建物の建築的情報は、図面や写真が残されていても、細部に至るまで判明することはごく少ないと思われ、材料も木材の樹種や産地まで復元することはおそらくほぼ不可能である。だからこそ、遺されてきた歴史的建造物は何物にも代えがたい価値をもつわけだが、復元および復元的整備では、どこまでが判明した部分で、どこが検討した上で決定した部分なのかを、記録し公表することが重要であり、上記基準にも示されている。

こうした復元および復元的整備による建造物の復元案は、当然のことながら、その建物が存在していた時代の建築形態である。しかしながら、実際に建設する場合、正確に言えば、現地に実物大の模型を設置する場合は、現代の建築基準法をクリアする必要がある。また防災方面では、前記基準により「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」(令和元(2019)年9月)に基づいて対策を講じることとされている。これらにより、現代的な基準に基づいた補強や防災施設が施される可能性が大きい。また、活用を考慮した電気設備

や、維持管理目的の防犯施設等が設けられることもあり、往時の姿を検討した復元原案に付加する形で、そうした機器・設備を加えた実施設計となるのが通常である。こうした付加物は、視覚的に見えない位置に設けるよう配慮される。こうした現代的制約を受けて設置されたものが、復元建物および復元的整備建物であることをきちんと認識し、市民に理解を求めることも必要であろう。

このように、復元建物および復元的整備建物は、往時の歴史的建造物の姿・形をしていても、現代的な基準や考え方に基づくものであり、現時点では歴史的建造物にはなり得ず、それ自体に文化財的価値はない。ただし、20世紀末あるいは21世紀前期の建物として、将来に文化財的な価値を認められる可能性は秘めている。

5. 復元建物と真実性

ところで、復元建物では、その真実性（オーセンティシティ）について問題視されることがある。この議論に違和感をもつのは、筆者だけではないだろう。真実性は文化遺産に対してはかられる指標という理解が正しければ、埋蔵文化財である地下の遺構に対する真実性について議論することに有意性は認められるが、復元建物は史跡のもつ往時の時代性とは全く異なる現代的な文脈で設置されたものであり、文化財ではない復元建物を真実性の指標で評価することに大きな意味があるとは思えない。ただし、史跡の本質的価値をもつのは地下の遺構だが、その地上部分が真実性を検討する対象となるかどうか議論になるところかもしれない。

改めて確認すると、平成6（1994）年の真実性に関する奈良文書では、真実性の指標として、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因が挙げられている。史跡は埋蔵文化財であるから、真実性の評価の対象として、すべての指標で高く評価されるべきと思う。例えば掘立柱建物跡では、柱穴の平面形態や深さ、掘削あるいは抜き取りの方法、遺存する柱穴埋土の土質や柱根の材質、これらの総体としての建物跡の評価、および遺構の立地や環境といった観点になると思われ、発掘調査で痕跡として判明するものを主とすると言ってよい。これらは、基壇や石垣などの実体のある構築物のような目に見える形でわかりやすい、というものではない。真実性の指標は、基壇や石垣といった、それ自身が実体のある遺構に適用する方が理解しやすいと思われる。

試みに、文化財でない復元建物についてこれらの指標を検討すると、形態と意匠の指標で、建物の平面規模や柱の太さ、軒の出といった抽象的な部分を評価できる部分もあるが、それ以外の指標は、すでに述べたように往時の建物とは異なる部分が大半である。立地や環境の指標も、復元建物が遺構の直上に置かれているため、水平方向の立地は評価できるものの、垂直方向については、現存する礎石の上に復元するという状況でない限り評価できない。環境の観点は評価の方法が難しい。ここが史跡における地上部分の評価に関わる部分だろうが、かなり抽象的な議論と思われる。このように、史跡に対する復元建物の真実性は実体としてはないに等しく、あっても抽象的なもので、建物を見ただけではわからない。どこまでが真実か、見ただけではわからない歴史ドラマとよく似ていると思う。

復元の精度の問題として真実性の用語が用いられているとすれば、それは誤解というべきではなかろうか。復元の精度の議論は、発掘遺構のほか、検討する資料のどこに立脚するかによって変わる。したがって、すでに述べたように複数の復元案が生まれるのであり、精度の高低は主観的になる可能性がある。発掘遺構の解釈やそこから得られる建物の性格、建築的特質などを十分に理解した上で、文献資料、絵画資料をはじめとする各種資料を駆使しても、復元案は複数生まれる。検討成果および各種資料や類例の引用の妥当性によって、その精度の高低は生じるかもしれないが、史跡上に設けられた復元建物は、文化庁による史跡等における歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会（通称、復元検討委員会）で審議され、妥当性のある復元案として認められているはずであり、一定程度の精度は確保されていると考えられる。それ以上の精度の高低は水掛け論になりかねない。こうした議論が真実性の概念に合致するであろうか。

6. 史跡と（歴史的）建造物

現在、史跡指定地内に建つ歴史的建造物で、それ自体が文化財指定されていないものも少なくない。これらは、基本的には修理工事等の手法も文化財建造物と同等の扱いを受ける。一方で、史跡指定地内に建ち国宝や重要文化財に指定された建造物もある。こうした史跡上に建つ建造物の修理に際して、その地盤等に問題がある場合、基礎の改修が必要となる場合も多いと思うが、史跡指定地内は基本的に遺構の保存が前提であるため、その工法に十分留意する必要がある。しかし、文化財建造物の保存のため、基礎杭を打ち込むなどの工法をとらざるを得ないような場合には、遺構の保存に対して難しい判断を迫られることもあるだろう。また防災施設や耐震施設、避雷施設といった文化財建造物の保護にかかわる現代的な設備の設置等も、史跡地内の遺構に影響を及ぼす場合も考えられ、これも難しい判断を迫られると思われる。いずれも発掘調査を行い、遺構の有無を確認した上での判断ということになるだろうが、重要な遺構が発見された場合の判断は、個別に検討することになるだろう。逆に史跡指定地等に建つ文化財指定されていない建造物で、同様の問題が生じた場合は、地下遺構の保存のために建造物側で何らかの対策を施す必要に迫られるだろう。場合によっては建物の構造に及ぶかもしれない。改めて史跡および建造物等の指定の本格的意義について考えさせられる。

復元建物は、現時点において文化財指定されているものはないが、先述のように将来に20世紀末あるいは21世紀前期の建造物として指定を受ける可能性を秘めている。すると文化財建造物の扱いを受けることになるであろうが、将来の建築的あるいは建築構造的な基準で基礎構造の大幅な改修の必要性が生じた場合に、先ほど述べたような地下遺構の保存に関する難しい判断に迫られることになるかもしれない。そうした場合の判断は、将来の研究者や行政にゆだねるほかないが、復元建物は史跡の価値を伝える目的の建物であり、実物大の模型である、というその本質的な意義を忘れないようにしたい。

まとめ

日本を中心とする木造建築文化圏では、建物が失われると、その多くは地下に埋没してその面影を留めない。発掘調査で重要な遺構が見つかるなどした場合、そうした成果を顕在化させ、市民に還元して遺跡の活用を図る、というのが理想である。顕在化の手法は様々だが、建物を実物大で再現する復元展示の効果は小さくない。顕在化のためには、どのような手法をとるにせよ遺構の分析が必要であり、これによって遺跡への理解が深まる。また復元展示の場合を中心として、建物の上部構造を考えるに当たって、歴史的建造物への理解が深まる事が期待できる。遺構の顕在化の目的は、遺構や遺跡の価値を伝え、理解を深めるための手段であり、復元展示も例外でない。

復元展示により設けられた建物は、往時の姿・形をしているが、往時の機能をそのまま継承している場合は極めて稀である。繰り返しになるが、復元建物は遺跡の価値を伝える目的の建物であって、主役は遺跡であり、顕在化の一手法にすぎない。その復元建物は、現代の研究成果や建築技術で造られており、歴史的建造物の衣をかぶった現代建築にほかならない。復元建物の利点は、学問的にはその復元検討の過程で発掘遺構や歴史的建造物への理解が深まる点であり、一方、市民にとっては往時の建物の様相を五感で感じることができ、また当該の地域住民にとっては、地域の精神的な意味を含めたシンボルとなり得る点が挙げられる。一方、欠点としては、無数に考えられる復元案のなかの一つということ認識しにくい点、学問的な進展により復元案の修正が迫られても修正が容易ではない点などがある。

多くの市民にとって、復元建物の学問的な観点や多数の復元案の一つである点は、あまり重要視されないかもしれない。この背景には、疑念が生じるような復元建物が少ない良好な状態が形成されているためでもあるだろう。重要遺跡に時代錯誤の復元建物と称する建物が建つ状況を目にすれば、研究者のみならず市民もそれを疑うこととなり、ひいては遺跡自体にさえ疑念がかけられることとなる。日本の現状は、復元建物が市民が一定の信頼をおける状態にあると考えられる。その代償として、そうした方面の議論が研究者の間でしか行

われず、やや閉鎖的な状態となってしまう可能性がある。そうした状態を打開するためには、研究者と市民の距離を縮める必要があり、そのためには各種文化財に対する市民の理解を深める努力を研究者も行わなければならない。

文化財を取り巻く現況は、文化財保護法の改正により、保存重視から活用重視に軸足を代えてきている。これは保存するのは当然という理解が定着したためと理解したい。国民共有の財産である文化財を、保存・活用していくためにも、市民の文化財に対する理解は欠かせないと思う。そのために、少なくとも埋蔵文化財関係では、遺跡のガイダンス施設、あるいは地域の博物館相当施設の役割はますます重要になってくるだろう。このほか遺跡の活用のための現代的設備（給排水、照明、休憩施設、トイレ、園路、管理用道路）や、遺跡の案内看板、各種サイン等の設置も、必要に応じて行われる。これらは現代の各種法令や地方の条例に遵守した形で設けられる。こうした施設・設備の充実も遺跡の整備の一部ととらえることができ、広義の遺跡の整備と言えるだろう。

埋蔵文化財における整備とは、狭義には見えない遺構の顕在化であり、広義には遺跡の理解の深化や活用のためのガイダンス施設を含めた現代的設備の充実化、および遺跡への理解の深化のためのソフト面の充実化を指す。すなわち、遺跡の本質的価値を構成する部分は確実に保存し、それ以外の部分における現代的な要求を踏まえた遺跡に対するハード面・ソフト面のアクションを指すと言えるだろう。こうした遺跡へのアクションは、遺跡の歴史の一部となるのであり、その成果・行為は記録・公表されるべきだろう。

歴史的建造物に関する整備の概念と形成

海野 聡 (東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授)

1. はじめに

日本における整備の課題に鑑みると、文化財の枠組みの中でも建造物・美術工芸品・史跡・名勝・伝統的建造物群・文化的景観の各分野で修理と整備の示す意味が異なっている点が挙げられる。

これは整備の語に限った話ではなく、建造物に限っても修理に関する用語としても「修復」・「修理」・「修繕」など時代に応じて様々な語が用いられてきた。明治30(1897)年の古社寺保存法の条文に修理の語が用いられ、以降、この語が用いられるようになる。また建造物修理において課題となる「復原」「復元」「復旧」「復古」についても、失われた過去の形式の再興に対して用いる「復古」の語は近世から明治初期に用いられたが、次第に使われなくなり、明治期には「復旧」の語が用いられた。また「復元」「復原」の語は、それ自体の研究が進んだ大正期から用いられるようになるという¹。

上記のように修理や復原については用語の変遷に光が当てられてきたのに対して、既往研究では整備の語に対する注意は払われていない。そもそも文化財保護法には整備の位置づけや具体的な内容については記されていない。整備という語の持つ広い語義に起因するのであろうが、海外に対する整備の説明のネックとなる一因はここにある。

また建造物に限っても建造物としての文化財指定のほかに、史跡や名勝に建つ指定文化財建造物や歴史的建造物もある。これと同じく、庭園でも史跡と名勝の両方の指定を受ける庭園もあり、複数の文化財の指定を受けるものでは、状況はさらに複雑である。そのため文化財の種類別に整備の概念が異なることは国内的にも課題であろう。

そこで本稿では国内の建造物を中心に整備について、文化財ごとに語の示す対象の違いや整備の対象範囲の違いについて検討したい。

2. 現状の文化財における整備

2.1. 修理と整備

整備は『日本国語大辞典』(小学館)によると、「整えそなえること。すぐ役立つように、準備、装備、機能などを整えること。準備が整っていること。」とある。このなかで、「すぐ役立つように」という意味が文化財における整備を考える上で、一つの指針となろう。すなわち、文化財保護における保存と活用の面から考えた際の「活用」の側面と整備の関係性に注目したい。

まずは文化財ごとに整備や修理の示す範疇が異なるが、不動産と関連の深い建造物・史跡・名勝・伝統的建

1 清水重敦「序論」『建築保存概念の生成史』中央公論美術出版、2013年

2 この文化財ごと、特に建造物と記念物で概念が異なることは、文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)が下記の論考を出していることから明らかであろう。「整備(特集 史蹟名勝天然記念物保存法100年)--(記念物保護行政及び埋蔵文化財行政の回顧と今後の方向性)」『月刊文化財』、670号、2019年

造物群保存地区・文化的景観の諸分野でも整備の示す範囲に幅がある。そのため、まずはこれらの不動産の整備・修理と比較するため、美術工芸品の整備の用例を確認し、その上で、不動産のそれぞれの現況の修理と整備について、保存と活用という視点から整理しよう³。

美術工芸品 一般的に動かすことが難しく、屋外で風雨にさらされる不動産とは異なり、美術工芸品では保存と活用の面で整備の示す範囲が明確である。美術工芸品そのものの修理、保存箱・台座等の新調・修理、収蔵庫の建設などの保存に直接関連する行為と保存活用施設、展示の設備、解説用の設備などの価値の顕在化や周知に関する活用で大きく分けており、後者が整備である。その対象範囲は文化財の周辺環境の整備であるが、この整備に関する視座をもとに他の文化財における整備についてみてみたい。

建造物 建造物の修理には解体修理・屋根葺替・塗装修理等がある。これに加えて耐震対策・防災対策・防犯対策等も建造物の継承には必要な行為であり、これらはいずれも文化財そのものの保存に深く関わるものである。これに対して、整備としては保存活用計画の策定、外構の構築、便益・展示施設等の建設、外観の美装化などが挙げられる。いずれも価値の顕在化に関わる部分や周辺環境を整える行為が整備にあたる。なお修理における現況変更でも整備があり、これについては後述する。

史跡 史跡の保存の範囲は広く、石積、石垣等の復旧、整地盛土、歴史的建造物の修理などに加え、復元建造物等の防災対策、給排水施設、標識などの設置⁴も保存に関わる行為であるが、整備盛土等は広義の史跡整備に含まれるとされる。これに対して展示施設、体験活用施設、ガイドンス施設の建設などは整備とされる。整備については価値の顕在化という点で美術工芸品や建造物の整備と共通するが、保存に関わる史跡整備の範疇の広さにおいて特色がある。

名勝 名勝では変化する植物を対象とするため、上記とは異なる概念があり、剪定や植栽、雑草除去、土砂災害対策、歴史的建造物の耐震対策が保存に含まれ、いずれも文化財としての価値の継承に深く関わる行為とされる。これに対して説明版・便益施設などの設置、復元的整備などの周辺環境を整える行為は整備にあたる。

重要伝統的建造物群保存地区 文化財建造物と同じく、伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物や工作物の解体・部分修理・防災・防犯対策は保存のための行為である。一方で便益・展示施設の建設は整備であり、この点も建造物と概念は共通する。保存である個別の伝統的建造物・工作物の修理に対して、歴史的風致になじまない非伝統的建造物や地区内の新築される建築物等を地区に調和した外観にする修景は整備と理解される。同じく、自然物等の環境物件も個別の文化財として保存ではなく、復旧による整備となる。

個別の建造物としての保存と整備は上記の通りであるが、保存地区としては伝統的建造物群とこれと一体を成してその価値を形成する環境が保護すべき対象であるため、非伝統的建造物の修景や自然物などの復旧も広義には保存の手法の一つであることに注意する必要がある。

文化的景観 文化的景観では石垣・石積の復旧、建造物の修理、修景、防災などに加え、標識などの設置が保存の行為として挙げられる。整備としては説明版・便益施設が挙げられ、構成要素物件の修景も整備に含まれる。文化的景観の保存の範疇は伝統的建造物群保存地区と史跡を合わせた保存と整備の考え方が窺える。

3 熊本達哉は論証をしていないが、修理・復旧に対して、整備の概念的に下記のように説明している。

「文化財の修理や復旧は経年や罹災によって破損や朽損、劣化した文化財を健全な状態へと復し、次世代に適確に保存継承するために実施される。加えて、各文化財がもつ価値や特質を活かすために文化財やその環境を整える整備も行われる。」(熊本達哉「文化財における修理や復旧、整備の現況(特集 文化財の修理と活用:近年の事例)」『月刊文化財』、650号、2017年)。

ただし、この指摘は後述のように、修理における整備の側面を十分に反映しておらず、再考の必要がある。

また管見の限り、保存と整備について、具体的に整理をしたものは限定的であるが、近年、文化庁から文化財の種別ごとに対する保存手法例と整備手法例が提示されており、一定の見解が示されている(文化審議会文化財分科会企画調査会における参考資料、文化庁「文化財に関する基礎資料」平成29年6月30日)。

4 文化審議会文化財分科会企画調査会における参考資料(文化庁「文化財に関する基礎資料」平成29年6月30日)(注3前掲)。

2.2. 価値の顕在化の観点からみる整備と保存

文化財の継承そのものに関わる部分、すなわち文化財としての価値の低下を防ぐ行為である保存に対し、価値の顕在化や説明、便益施設などを活用と捉えた場合、特に美術工芸品の考え方はこれに即しており、活用に対する行為が整備と対応している。他の文化財の整備を考える上でもこの美術工芸品の視座は一つの基準となろう。

建造物についてみると、修理はもちろん保存に該当するし、防犯・防災対策も建造物の継続使用が保存にとって最適であることから、保存行為と理解できる。名勝についても、同様の視座で保存と活用の観点で理解できるが、後述のように、庭園の景観構成と一体となる建造物の修理も樹木の選定、池の護岸石組の締め直し、植栽・伐採などの庭園の修理と同じく保存行為として行われている。

一方で、伝統的建造物群保存地区の制度では、非伝統的建造物の修景や環境物件の復旧は整備とも位置付けられており、管理には防災事業や案内板の設置などが含まれる。対して伝統的建造物の修理は保存の核となるものであろう。前述のように個々の修景は整備であっても、保存地区として捉えた場合、修景も伝統的建造物群とこれと一体を成してその価値を形成する環境を保存する行為に位置づけられる。

以上のように、建造物の修理や伝統的建造物群保存地区については保存と整備に関して明確に定義されていないのに対し、史跡では管理と復旧を保存の概念を軸にした上で、整備についてはこれとは別に明確に述べられている⁶。これによると整備は管理や復旧だけではなく、史跡などを①確実に保存し、②来訪者に正確な情報を提供し、理解を助けることを目的とする行為であるとしている。史跡における狭義の整備に復旧が含まれない点は、史跡の整備が建造物でいうところの修理以外の行為であることを示している。②に関しては保存・活用の観点から活用に属するもので、上記と同じとみてよかろう。一方で①については、保存に関わる行為であり、史跡の場合はこの保存行為も整備の一部である。ここに整備が含まれる点には文化財種別ごとの整備の語の意味の違いが表れている。

これに基づくと、石垣等復旧、整地・石積等はもちろん史跡の保存であろうし、整地盛土等は地下遺構を保護するための保存である。さらに給排水施設等も管理に必要な行為であろう。やや特殊なものとしては、復元建造物等の防災対策等は管理であり、これが保存手法に含まれる。一方で展示施設やガイダンス施設の設置や復元建物の建設などは整備であり、価値の顕在化にあたる部分であろう。

なお史跡に残る歴史的建造物については、建造物の芸術上または様式上の価値よりも、史跡の構成要素としての学術上の価値を重視した評価がなされ、解体修理においても地下遺構と上部の歴史的建造物の整合性を重視した修理方法をとる。そのため、史跡における歴史的建造物の修理は国宝・重要文化財の修理に準ずるとはいえ、修理方法には大きな違いがあることを明確に述べている。

文化的景観の整備と修理については伝統的建造物群保存地区と史跡の概念と比べながら見ていきたい。石垣の復旧・建造物の修理は保存行為であろうし、防災対策等も同じくここに含まれよう。説明板・便益施設設置や構成要素物件の修景等は価値の顕在化を目的としており、整備にあたるものであろう。一方で文化的景観では重要伝統的建造物群保存地区と同じく修景が保存手法と捉えられることもあるが、文化財保護法によると文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号）」であり、歴史的風致を本質的な価値と明記する伝統的建造物群保存地区と比べると根拠となる価値の根幹が異なる。そのため、文化的景観における修景を伝統的建造物群保存地区と同じように保存の概念に属すると即断するにはやや無理があるろう。

5 文化庁編『文化財保護法五十年史』ぎょうせい、2001年、p.197、p.200

6 注5前掲書、p.259

7 注5前掲書、p.256

以上のように、建造物に関しても保存と活用という観点で、一定の整備の範囲が窺えるが、一方でその枠組みを超えた整備の概念が窺える。

3. 日本における建造物の修理の歴史と整備

3.1. 文化財保護の歴史と整備

現在の文化財保護法は古社寺保存法を引き継いだ国宝保存法と史蹟名勝天然記念物保存法が合わさってできたもので、その経緯を通して、整備の概念について追う必要がある。日本における文化財保護制度の歴史については諸研究に詳しいが⁸、まずは建造物に関わる文化財保護制度の歴史と用字を概観し、その過程で整備の概念について検討したい。

日本の文化財保護の先駆けとなる太政官布告による「古器旧物保存方」は目録作成を主目的としており、ここで保全を求めているが、維持管理を意味するとされる。加えて保存のための助成などはなく、訓戒既定のみで、保存・整備といった概念を考えるには難しい。

その後、明治13(1880)年の古社寺保存費に始まり、明治24(1891)年以降の古社寺保存金と名称が変わる古社寺保存金制度の下では、建造物の営繕に加えて宗教行政の両面の内容を有していた。「社寺保存内規」によると建造物の営繕では「修理再建」と記され、のちに「修繕費」の下付がなされる。この制度下の修理は基本的に維持修理で、この「修理」を保存と捉えるのであれば、「再建」は境内の「旧観」の維持という点では境内整備の観点を有しているとみられる。すなわち用語はともかくとして、再建を環境の整備と捉えるのであれば、修理とは異なる整備の意識は確認できる。

明治30(1897)年の古社寺保存法の成立の背景の一つに『国会』に掲載された「国家は古建築物を保存すべし」がある。その筆者は明らかにはされていないが、これは伊東忠太の論説とみられ、諸大寺の荒廃を述べ、「其れ伽藍殿堂の保存を必要なり」とする。ここには殿堂だけではなく、伽藍の保存の概念が見られる。一方で20条からなる古社寺保存法には「維持修理」の語は確認できるが、修理の詳細や上記のような整備の概念は確認できない。古社寺保存金は社寺の維持保存が全体として不可能な場合の交付であったが、古社寺保存法では保存金の下付は建造物および宝物の保存に限定されている⁹。そのため条文の記載通り、「特別保護建造物」の修理に注力され、古社寺保存金のような周辺環境への配慮は見えない。

同法のもとでは、基本的には「特別保護建造物」の単独の建物の指定であるが、単独以外の指定としては三寶院・日光東照宮・春日大社などの諸建築を指定したものがある。これらは物件の特定を欠くが、群として、あるいは周辺環境を含めた指定という観点もあった可能性があり、仮にそうであれば、周辺環境を整備しつつ、「保全」することを目指したのかもしれない。

国宝保存法では所有者の範囲が寺社以外の国・地方自治体・個人等に拡大した。同法のもとで昭和10(1935)年には文部省指示の国宝建造物修理準則があったことが知られる。また国宝保存法では現状変更の許可が必要になったことが大きな変化であるが、昭和10(1935)年頃から厳密になり、外観に関する変更がその対象であった。一方で小屋組や基礎は近代的工法の導入による強化がなされ、保存が図られた。またこの頃には国庫補助の書類の書式が現在の形式に近いものになっており、修理の基本的な考え方や仕様が確立していたことが知られる。同法のもとでの修理・整備という点については、次節で詳しく取り上げたい。

文化財保護法による変化と同法のもとでの修理に関しては文化財保護委員会が昭和35(1960)年に『文化財保護の歩み』¹⁰として、まとめている。旧国宝をすべて重要文化財とし、その上で、特に優れたものを国宝

8 伊藤延男「日本における文化財保護の発達」『歴史的建造物の保存』新建築学大系50、彰国社、1999年など

9 注8前掲論文、p.27

10 文化財保護委員会編「建造物の保護」『文化財保護の歩み』、文化財保護委員会、1960年

として指定した。旧国宝保存法では補助金交付規定がなかった「管理」が付加されたことは大きな変更点である。加えて文化財保護法第45条で環境保全の規定を設けたことも重要である。これは行為の制限や危険物などの設置の禁止を含むもので、建造物そのものの棄損を防ぐ、すなわち本質的価値の保存を目的としたものである。『文化財保護の歩み』では姫路城や日光二社一寺の修理等、文化財保護法のもとでの建造物の修理の事例を紹介しているが、整備に関しては法隆寺の修理で昭和27（1952）年度には避雷針・石垣の整備とある程度で、整備の語の使用は極めて少ない。

3.2. 建造物の修理の歴史と整備

建造物の修理では、現状変更において痕跡などの根拠に基づく復原に対して、旧状の根拠がなく、整備される場合がある。この修理における整備を含め、建造物の修理の歴史と整備について見てみよう。

古社寺保存法の時代の修理では、関野貞による新薬師寺本堂の礼堂の撤去などの復原がなされたが、基本的には旧形式の保持による現状維持の修理を目指している。一方で、軒支柱の撤去など、明らかに不自然な部分では復原も行われた。大正6（1917）年の延暦寺瑠璃堂の修理では、調査資料は残らないが、下屋の撤去や来迎壁の新築など、修理において復原が志向されている。

修理以外では、雨落溝と塗装が整備と関連する。御上神社本殿・拝殿・楼門の修理が明治33（1900）年に行われており、雨落溝の内側に花崗岩の葛石を敷設しているが、本来はなく、これは外構整備とみられる。同様に雨落溝に関しては大正12（1923）年の油日神社本殿・楼門および廻廊の修理でも新設している。これらの外構整備は保存の手法として、以降も用いられている。

また塗装では古色塗が多くなされている。前述の御上神社のほかにも大正13（1924）年修理の神田神社本殿にも見られ、特に後者では金具にまで古色を塗っている。塗装には木部の保護という修理の意味を含むが古色塗は現在の美装化と同じく、整備に含まれる概念であろう。

さて国宝保存法に基づく修理でも古色塗は継承されている。現状変更の許可が必要になったことは先に述べたが、小屋組では改良すべき部分として、復原の概念は持ち込まれなかった。屋根に関しては耐久性の向上のため、檜皮葺の軒付け上端に銅板を用いて補強している。こうした手法は、修理の一部ではあるが、機能性向上を目的としたものであろう。また戦後は材料供給などの面から、仕様変更を行っている。

現状変更説明における整備の語の初出は昭和8（1933）年7月の万福寺本堂である。ここでは江戸最末期の位牌櫃を撤去し、室内を「整備」したとするが、その詳細は明らかではない¹¹。なお現状変更において旧状の根拠がなく、新規に設置した例として昭和8（1933）年10月の不動寺本堂における落縁への高欄の付加が挙げられる¹²。ここでは古建築の通性と転落防止の理由から現状変更により、高欄を付した。ここでは整備の語は用いていないが、内容は復原の根拠がなく現状変更を行う整備である¹³。

内容の窺える整備の語は昭和11（1936）年7月の金櫻神社中宮本殿と同年11月の姫路城の現状変更で明確に用いられている¹⁴。前者では「一、軒廻、妻飾及床廻ヲ整備セントス」としており、一部、改造の根拠を示すが、この内容は基本的にのちの時代に加えられた材料が「全然建物ト調和シテキナイ」状態から全体が調和した状態を目指すものである。後者の姫路城の整備は「板戸二枚・明障子二枚ノ三枚建・建具ヲ整備」しようとするもので、建具の旧状の根拠がなく、敷居・鴨居の三本溝の存在からの整備である。

さて国宝保存法の下での修理では、昭和9（1934）年から昭和31（1956）年までの法隆寺の昭和大修理

11 奈良文化財研究所編『重要文化財建造物現状変更説明 1931-49』奈良文化財研究所、2014年

12 このほかにも、昭和9（1934）年3月の東禪寺本堂の現状変更では、形状不明の柱間装置を同時代の花頭窓・弓連子の形式や内部厨子の棧唐戸を参考に設けている（注11前掲書）。ただしここでも整備の語は用いていない。また昭和11（1936）年2月の法華経寺四脚門においても、「木負ナドカラ茅負ノ曲線ヲ整備」とあり、直接の根拠のない現状変更において、周辺部材を参考に調和させた修理がなされている。

13 注11前掲書。ここでの整備はいわゆる現代の現状変更における整備のほか、現代生活に適した活用のための機能性の向上という両者の側面を示している。

14 注11前掲書

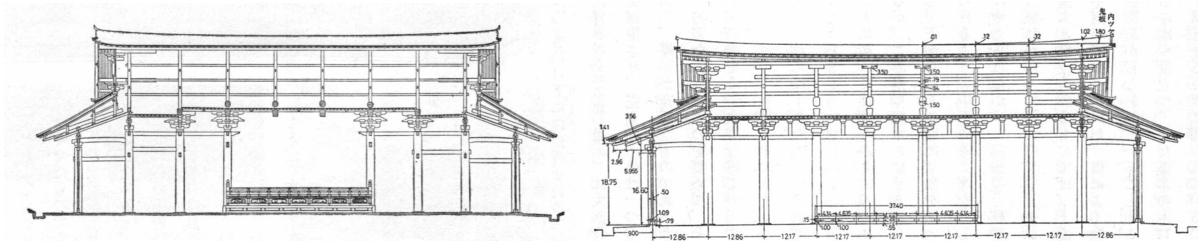


図 5-1 法隆寺大講堂桁行断面図 (左：修理前 右：修理後)

出典：浅野清「大講堂、経蔵及び鐘楼」『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』中央公論美術出版、1983年

での功績が大きく、調査法の確立、地下遺構の調査¹⁵、材料科学分析などの建築技術の解明、修理工事報告書の刊行という現在の文化財修理の基礎が培われた。ここにおける整備もみておこう。修理方針は形式・構造・手法をできる限り保存することにとめており、現状変更においても旧形態が明らかになり、周囲の部材との関係や構造・施工上、問題がない場合に復元を行っている。また自動火災報知機や避雷針の設置なども最初期から行われた。

修理における整備の事例が大講堂に確認できる。大講堂は当初桁行八間であったものが近世に西側一間が取り込まれて九間堂になった。昭和修理では当初復元を目指した修理がなされたが、規模は九間のままとしたため、入側西端間は新材で古い形式に倣って整備している¹⁶。そのため創建当初から天井が存在した身舎東端間に対し、西端間には天井はなかったのであるが、内観を整えるために当初には存在しなかった天井を付加することになっており (図 5-1)、これは他の柱間との調和を目指した整備である。現状変更説明では、「八、前二項ニ随伴シ桁行六間、梁間二間ノ内陣天井及同所ノ斗拱ヲ復舊整備セントス。」とあり、他の部分では「舊形ニ復」すと表現するのは異なる表現としている¹⁷。この大講堂の事例は現状変更における復元と整備という二つの側面を示している。

同時期の昭和大修理でも西円堂の事例では、文政 8 (1825) 年に付加された向拝とは別に礼拝のための向拝を新造している。これは付帯工事に位置付けられているが、撤去する向拝は「非國寶建造物」とすることから、周辺環境を整える行為と判断できる¹⁸。また新造した向拝も現代生活に必要な設備の付加という意味で、活用に即した整備と位置付けられる。

つまり整備の語の使用はともかくとして、法隆寺の昭和大修理において、①現状変更における周辺との調和の整備、②周辺環境の整備という二つの異なる整備の概念が存在したのである。

さて彩色に関しては食堂・細殿から夢殿までの前半期には旧彩色に基づいて行われているが、後半の修理では全体の塗装はなされていない。また伝法堂の妻面側の古色塗では退色を防ぐために表面をトーチランプで焼いて古色塗を施しており、これは部材の保護ではなく、外観を整えるための古色塗であることがわかる。すなわち、周辺との調和のための整備の概念に属するものであろう。

文化財保護法のもとでの保存のうち、修理の手法に関しては法隆寺の昭和修理以来、継承している部分が多い。ここでも国宝保存法以来の現状変更における復元と整備が課題となるが、この点は次節に譲るとして、ここではまずは文化財保護法において明示された環境保全という側面から「環境整備」について見てみよう。

前掲の『文化財保護の歩み』では修理や防災施設の事例とは別に、「環境整備」として、春日大社と大神神社の倒木防止施設、薬師寺の排水工事が挙げられている。また昭和 33 (1958) 年度には元興寺極楽坊の民家

15 国立博物館編『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』国立博物館、1948年

16 浅野清「大講堂、経蔵及び鐘楼」『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』中央公論美術出版、1983年

17 注 11 前掲書。この現状変更の記述では桁行六間、梁間二間の内陣を対象としており、西端間は含まれない。ただし、実際には西端間も天井を張っており、組物も修理前の状態から変更されている。

18 現状変更では、向拝の撤去、八角形基壇に関する記述があり、階段を側面に倣って石階三級を付するとする。さらに「今回向拝及香水舎 (共ニ非國寶建造物) ヲ分離スルニ際シ」としており、向拝を国宝ではないとする。このことから向拝の修理・付加は保存に属するものではなく、周辺環境の整備と捉えられる。このほか腰壁下の板壁・内部の扉間腰長押・外部腰長押下の束の撤去を現状変更として挙げている (注 11 前掲書)。

密集のため、火除け地を設ける環境整備が行われている。昭和34（1959）年度の日光東照宮の消防道路の整備や大猷院方面への水利の整備などが挙げられている。

これらの周辺環境の整備と同じく便益施設等は整備の一環であろう。これらについては、環境整備であるとともに、活用のために現代生活と建造物を調和させるための行為でもある。

以上のように近代以降の建造物の修理を通して整備を捉えると、整備とは①周辺との調和、②環境整備による周辺との調和の二つの概念のもとに介入される行為と位置付けることができよう。

4. 整備の多面性

4.1. 保存と整備

前項で述べたように整備に二つの側面があるが、保存と活用の面から両者の共通点を検討したい。建造物については、文化財の価値の低下を防ぐ行為である保存に対し、活用は文化財そのものの真価をいかしてうまく使うことである。保存と活用の概念を大きな枠組みとして、建造物に介入する行為をまとめると図5-2のようになる。

建造物の整備には大きく、保存の根幹である修理における整備と防災や活用を目的とした周辺環境を対象とする整備がある。前者は現状変更において旧状の根拠なく、類例などによる整備である。これに対し、美装化や便益施設等は活用に属する整備で、歴史的風致との調和による価値の顕在化や現代生活との調和を目的としたもので、環境整備であろう。さらに保存と活用の中間的な整備としては雨落溝等の外構整備や保存に影響を及ぼす周辺環境の整備もある。以上の整備は現状変更における整備、環境整備のいずれも根底には「周囲との調和」という概念があることは理解できよう。

伝統的建造物群保存地区については、個々の伝統的建造物の保存として修理がある。これに対し、非伝統的建造物の修景は周辺との調和を目的とする環境整備にあたる行為でもであろう。すなわち既存の非伝統的建造物の修景は建造物としては旧状に復する根拠のない整備と捉えられ、新築の場合に旧状の概念そのものがないため、¹⁹ いずれも周辺環境との調和のための整備である。なお町並みとして捉えた場合には修景も保存にあたる行為である。

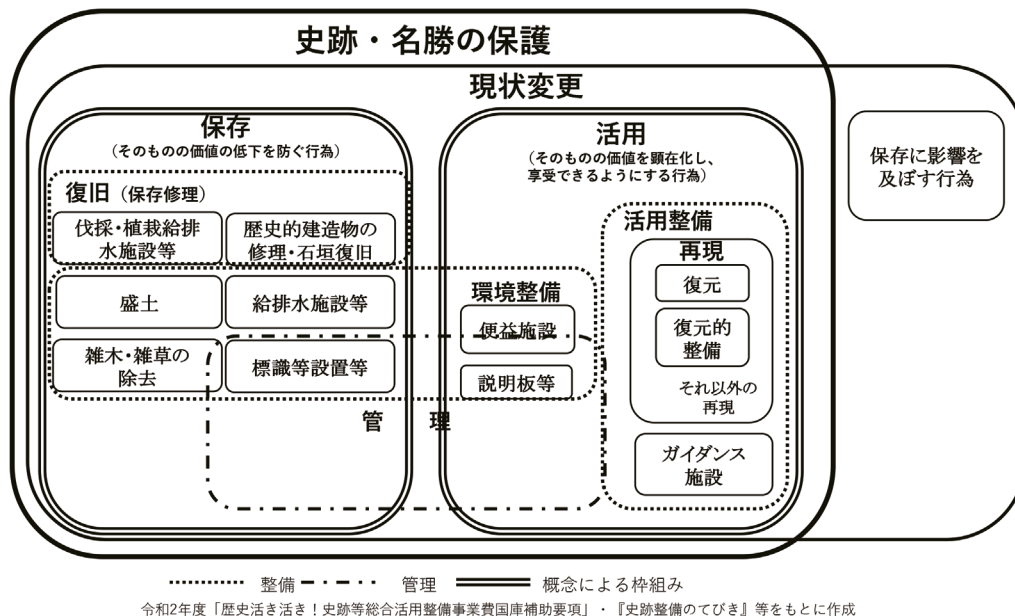
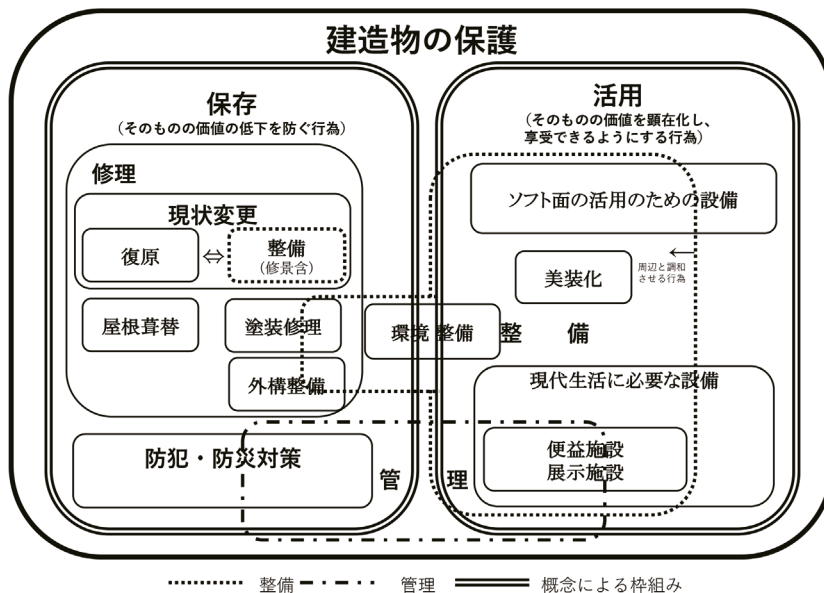
すなわち、建造物および伝統的建造物群保存地区では、整備は①周辺と調和させる行為、②活用整備、③環境整備の三種の種別が存在し、①は価値の顕在化という観点では一部、②にも含まれる概念といえる。

これらに対して史跡・名勝については、改変を加えるすべての行為が現状変更であり、その範囲は大きい。そのため現状変更には復旧・管理・整備の他に開発によって保存に影響を及ぼす行為も含まれる。また復旧は保存行為であるが、史跡・名勝では整備の示す範囲が広く、保存・活用の両面が整備の対象である。整備として環境整備・活用整備を示し、環境整備には盛土などの保存に深く関わる行為も含まれる。この傾向は建造物の整備と同様であるが、環境整備の示す範囲が保存に深く関わる行為にまで及ぶ点に特徴がある。一方で②活用整備、③環境整備は建造物や伝統的建造物群保存地区と共通する。上記を踏まえ、整備において①周辺と調和させる行為が建造物関連の整備の特異事項とみることができる。

4.2. 建造物の修理における復原と整備

以上を踏まえ、建造物の修理における整備を考えると、建造物そのものの修理から外れた周辺環境の整備や活用整備に対し、修理における整備がやや複雑かつ特殊である。修理においては現状維持・復原のいずれを目

19 すでに失われた建造物の旧状という概念で捉えた場合には、伝統的建造物群保存地区ではなく、史跡としての復元に通じる概念であろう。そのため保存に含まれるものではなく、環境整備とみるべきである。



令和2年度「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項」・『史跡整備のてびき』等をもとに作成

図 5-2 整備の概念図 (私見)

指すかという道筋だけではなく、復原根拠を欠く場合にも、現状維持とは異なる整備を目指す場合がある。²⁰
 特に様式的な整備に関しては復原との境界が非常にあいまいであることは鳴海祥博が指摘する通りである。ここで示されるように、大きく①様式論に基づく整備、②類例による整備、③未完成の建築を完成させる整備がある。その中で特筆する例として、大正2(1913)年の東大寺大仏殿修理の鷗尾を挙げており、歴史的根拠のない整備と指摘する。また③に関しては未完成のまま修理する場合もあるとする。特に下記の指摘は修理における整備の困難さと曖昧さをよく示している。

20 鳴海祥博「様式整備に関する考え方の変遷」『木造建造物の保存修復のあり方と手法』奈良文化財研究所、2003年

「整備」という行為は当然のことながら「復原」と一連の流れの中で位置付けられるものであろう。様式或いは歴史性を把握し厳格な復原方針を立案すれば、細部にわたって不明な箇所が増大し、整備すべき部分が増える。ある程度の様式や時代性の齟齬を容認すれば、中古の部材の再 reuse が可能となり、整備の必要性が薄らぐ²¹。

このように、修理にあつては旧状を示す根拠の程度により、復原か整備かの分かれ道がある。一方で、先述の保存と活用という観点では、いずれも修理に含まれるため保存行為に位置づけられる。

これらの近代以降の修理の歴史の中で整備を考えると、古色塗や内観を整えるための天井の付加、様式統一を志向した建具の新設など、旧状の根拠がない中で周辺部材との調和を図る方法は整備の一つの要素と位置づけられる。

5. まとめにかえて 整備の捉え方と課題

以上を踏まえ、整備について文化財保護の「保存と活用」という視点から整理すると、まず本質的な価値の低下を防ぐ行為に対して、価値を顕在化し、活用を促すものを整備と捉えると、建造物に関しては、修理において、旧状の根拠のある復原に対して、根拠なく周辺と調和させる行為としての整備がある。また修理以外の整備では、外構整備や伐木など、保存に関わる周辺環境の整備や、機能性を向上させ、現代生活と調和させるための整備がある。

すなわち整備を調和という観点でみると、その調和の対象は①周辺部材、②周辺環境、③現代生活であり、①は本質的な保存に含まれる整備、②は建造物そのものではないが保存に関わる整備、③は活用に関わる整備である。

この点で捉えると、伝統的建造物群保存地区の修景も周辺環境との調和という観点では②の整備にあたりと位置づけたほうが理解しやすかろう。なお史跡・名勝に関しては、①にあたる整備がなく、②が環境整備、③が活用整備にあたりと理解できるのではなかろうか。この点に鑑みると、前項で述べたように、建造物の修理に含まれる整備の概念が特殊であることは明らかであろう。この①の部分を除けば、文化財の対象物そのものの保存に対する行為に対し、それ以外の行為を整備と位置付けることも可能である。この点については、今後期待したい。

以上、建造物を中心に、整備について、保存と活用という面から歴史的経緯と文化財種別ごとの違いを述べてきたが、その語の持つ多様な側面とその複雑さが改めて明らかになった。整備については、国内のみならず、世界に対して日本の文化財保護の枠組みを示す上で、継続的かつ重要な課題である。

21 注 20 前掲書、p.90

令和2年度世界遺産研究協議会
「整備」をどう説明するか（第一部）

World Heritage Seminar, FY 2020
How should we describe *Seibi*? (part 1)

発行日 令和3年3月31日
編集・発行 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
住所 〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
TEL 03-3823-4898
URL www.tobunken.go.jp
E-mail: info@tobunken.go.jp

2020



独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所